

○金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）

本則

一	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	1
二	中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）	74
三	農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）	81
四	信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）	89
五	銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）	97
六	長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）	103
七	労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）	114
八	貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）	121
九	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）	125
十	水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）	133
十一	保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）	141
十二	農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）	149
十三	信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）	154
十四	株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）	159
十五	証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第九十六号）	161
十六	協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）	164
十七	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）	166
十八	証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）	170
十九	消費生活協同組合法施行令（平成十九年政令第三百七十三号）	171

附則

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第一条の二十一）</p> <p>第二章 第三章の二（略）</p> <p>第三章の三 開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十一―第十四条の十三）</p> <p>第三章の四 特定証券情報等の提供又は公表（第十四条の十四）</p> <p>第四章・第四章の二（略）</p> <p>第四章の三 信用格付業者（第十八条の四の二―第十八条の四の八）</p> <p>第四章の四 金融商品取引業協会（第十八条の四の九―第十八条の四の十一）</p> <p>第四章の五 投資者保護基金（第十八条の五―第十八条の十五）</p> <p>第五章・第五章の二（略）</p> <p>第五章の三 証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）</p> <p>第五章の四 指定紛争解決機関（第十九条の七―第十九条の九）</p> <p>第六章 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第一条の十九）</p> <p>第二章 第三章の二（略）</p> <p>第三章の三 開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十一―第十四条の十三）</p> <p>第四章・第四章の二（略）</p> <p>第四章の三 金融商品取引業協会（第十八条の四の二―第十八条の四の四）</p> <p>第四章の四 投資者保護基金（第十八条の五―第十八条の十五）</p> <p>第五章・第五章の二（略）</p> <p>第五章の三 証券金融会社（第十九条の五・第十九条の六）</p> <p>第六章 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>

(有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められる権利)

第一条の三の三 法第二条第二項第五号ニに規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 株券の発行者である会社の役員、従業員その他の内閣府令で定める者(以下この号及び第二条の十二の四第二項第四号において「役員等」という。)が当該会社の他の役員等と共同して当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約のうち、内閣府令で定める要件に該当するものに基づく権利

六 (略)

(取得勧誘における適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)

第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券(法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定

(有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められる権利)

第一条の三の三 法第二条第二項第五号ニに規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

五 株券の発行者である会社の役員、従業員その他の内閣府令で定める者(以下この号及び第二条の十二の二第二項第四号において「役員等」という。)が当該会社の他の役員等と共同して当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約のうち、内閣府令で定める要件に該当するものに基づく権利

六 (略)

(適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)

第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券(法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。)に規定

する優先出資証券及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。第二号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ(1)、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ。）又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号、第一条の八の二第一号、第一条の八の四第三号イ、第二条の四の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」という。）次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該株券等の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券等（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。）若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却について内容の異なる数種の株券

する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の五の二第二項、第一条の七、第一条の八の二及び第三条の二の三において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で新株予約権証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七及び第一条の八の二第一号において「外国出資証券」という。）次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該株券若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及

等を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限り、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号イ及び第一条の八の四第三号イにおいて「同種の株券等」という。を既に発行している者でないこと。

ロ 当該株券等と同種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券（法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下同じ。）でないこと。

ハ 当該株券等を取得した者が当該株券等を適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘（同項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は組織再編成発行手続（法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続をいう。第二条の四の二において同じ。）が行われること。

二 新株予約権又は新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。）若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号、第一条の五の二第二項第二号、第一条の七第二号ロ、第一条の七の四第二号、第一条の八の二第二号及び第一条の八の四第三号ロにおいて「新優先出資引受権等」という。）が付されている有価証券及び法第

び第一条の七において同じ。）若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限り、を既に発行している者でないこと。

ロ 当該株券等又は当該新株予約権証券と同種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券（法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下同じ。）でないこと。

ハ 当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家（法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘（同項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は組織再編成発行手続（法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続をいう。第二条の四の二において同じ。）が行われること。

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。）若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利（以下この号、第一条の五の二第二項第二号、第一条の七及び第一条の八の二第二号において「新優先出資引受権等」という。）

二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するもの（同項第十九号に掲げる有価証券を除く。以下この号、第一条の五の二第二項第二号、第一条の七第二号ロ、第一条の七の四第二号、第一条の八の二第二号、第一条の八の四第三号ロ、第二条の四の二第二号ロ及び第二条の六の二第二号において「新株予約権証券等」という。）次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者及び当該株券がそれぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該新株予約権証券等の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものを既に発行している者でないこと。

ハ 当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

ニ 当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下同じ。）と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先

）が付されているもの（イにおいて「当該有価証券」という。）次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者並びに当該有価証券及び当該株券がそれぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

（新設）

（新設）

ロ 当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下同じ。）と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（

出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該新株予約権証券等を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該新株予約権証券等がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものを既に発行している者でないこと。

ロ 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

ハ 前号に準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

（取得勧誘における特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合等）

第一条の五の二 （略）

2 法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

（新設）

イ 当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券が特定投資家向け有価証券でないこと。

ロ 前号に準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

（特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合等）

第一条の五の二 （略）

2 法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券又は外国出資証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該株券等の発行者と当該株券等の取得勧誘に応じて当該株券等を取扱しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該株券等を特定投資家等（法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する特定投資家等をいう。以下同じ。）以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

二 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権証券等及び当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該

合

イ 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該有価証券の発行者と当該有価証券の取得勧誘に応じて当該有価証券を取扱しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該有価証券を特定投資家等（法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する特定投資家等をいう。以下同じ。）以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

二 新株予約権又は新優先出資引受権等が付されている有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。） 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券及び当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこ

特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券
。以下この号において同じ。）の発行者と当該新株予約権証券
等の取得勧誘に応じて当該新株予約権証券を取得しようとする
者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当
該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者
が取得した当該新株予約権証券等を特定投資家等以外の者に譲
渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に
係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行わ
れること。

三 (略)

(取得勧誘が少数向け勧誘に該当しないための要件)

第一条の六 法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める要件は
、当該有価証券の発行される日以前六月以内に、当該有価証券と同
一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券（その発行の際
にその取得勧誘が同号イに掲げる場合に該当するものであつた有価
証券及びその発行の際にその取得勧誘が有価証券の募集に該当し、
かつ、当該有価証券の募集に関し法第四条第一項の規定による届出
又は法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合
を含む。）に規定する発行登録追補書類の提出が行われた有価証券
を除く。以下この条において「同種の新規発行証券」という。）が
発行されており、当該有価証券の取得勧誘を行う相手方（当該有価
証券の取得勧誘を行う相手方が適格機関投資家であつて、当該有価

れとともに発行される新優先出資引受権証券。以下この号にお
いて同じ。）の発行者と当該有価証券の取得勧誘に応じて当該
有価証券を取得しようとする者（以下この号において「取得者
」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との
間において、当該取得者が取得した当該有価証券を特定投資
家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事
項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として
、取得勧誘が行われること。

三 (略)

(少数向け勧誘に該当しないための要件)

第一条の六 法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める要件は
、次の各号のいずれかに該当することとする。
一 当該有価証券の発行される日以前六月以内に、当該有価証券と
同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券（その発行
の際にその取得勧誘が法第二条第三項第二号イに掲げる場合に該
当するものであつた有価証券及びその発行の際にその取得勧誘が
募集に該当し、かつ、当該募集に関し法第四条第一項の規定によ
る届出又は法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用
する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類の提出が行われ
た有価証券を除く。以下この号において「同種の新規発行証券」
という。）が発行されており、当該有価証券の取得勧誘を行う相

証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方(当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)の人数との合計が五十名以上となることとする。

(取得勧誘における少人数向け勧誘に該当する場合)

第一条の七 法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

一 当該取得勧誘が特定投資家(法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)のみを相手方とし、かつ、五十名以上の者(当該者が適格機関投資家であつて、当該取得勧誘に係る有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該者を除く。)を相手方として行う場合でないこと。

二 次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イから

相手方(当該有価証券の取得勧誘を行う相手方が適格機関投資家であつて、当該有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方(当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)の人数との合計が五十名以上となること。

(少人数向け勧誘に該当する場合)

第一条の七 法第二条第三項第二号ハ及び第二条の二第四項第二号ロに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券若しくは新株予約権証券又は外国出資証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該株券若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券(以下この号において「当該株券等」とい

八までに定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1) 当該株券等の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する同種の株券等を既に発行している者でないこと。

(2) 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

ロ 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1) 当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者及び当該株券がそれぞれイ(1)及び(2)に定める要件に該当すること。

(2) 当該新株予約権証券等の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものを既に発行している者でないこと。

(3) 当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

(4) 当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引

う。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表したものに限る。）を既に発行している者でないこと。

ロ 当該株券等又は当該新株予約権証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二十一条第十九号に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権が付されているもの（イにおいて「当該有価証券」という。

） 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者並びに当該有価証券及び当該株券がそれぞれ前号イ及びロに定める要件に該当すること。

ロ 当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で

受権証券)に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者(当該者が適格機関投資家であつて、当該新株予約権証券等が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)が当該新株予約権証券等を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

ハ| イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1)| 当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものを既に発行している者でないこと。

(2)| 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

(3)| ロに準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

(有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引)

第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二| 店頭売買有価証券市場(法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。)における有価証券の売買

定める方式に従い、これを取得し又は買い付けた者(当該有価証券を取得し、又は買い付けた者が適格機関投資家であつて、当該取得又は買付けに係る有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)が当該取得又は買付けに係る有価証券を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

三| 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ| 当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券が特定投資家向け有価証券でないこと。

ロ| 前号に準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

(有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引)

第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

(新設)

三 法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券（同号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）に限る。）の売買（当該有価証券が特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。）

四 有価証券（社債券その他内閣府令で定める有価証券に限る。）の買戻又は売戻条件付売買であつて買戻又は売戻価格及び買戻又は売戻の日があらかじめ定められているもの

五 金融商品取引業者等又は特定投資家が他の金融商品取引業者等又は特定投資家と行う取引所金融商品市場外における有価証券（法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当するものに限る。）の売買のうち、当該有価証券の公正な価格形成及び流通の円滑を図るために行うものであつて、取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格とおおむね同額の価格で行うもの

（売付け勧誘等における適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）

第一条の七の四 法第二条第四項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第五項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

二 法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券（金融商品取引所に上場されているものに限る。）の売買（当該有価証券特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあつては、特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。）

（新設）

（新設）

（新設）

- イ 当該株券等の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する同種の株券等を既に発行している者でないこと。
- ロ 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。
- ハ 当該株券等取得した者が当該株券等を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）又は組織再編成交付手続（法第二条の二第三項に規定する組織再編成交付手続をいう。）が行われること。
- ニ 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合
 - イ 当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者及び当該株券がそれぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。
 - ロ 当該新株予約権証券等の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものを既に発行している者でないこと。
 - ハ 当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。
- ニ 当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資

引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該新株予約権証券等を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該新株予約権証券等がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七條において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものを既に発行している者でないこと。

ロ 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

ハ 前号に準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

（多数の者を相手方とする場合）

第一条の八 法第二条第四項第一号に規定する多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として行う場合とする。

（均一の条件で多数の者を相手方とする場合）

第一条の八 法第二条第四項第一号及び第六項に規定する多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として行う場合とする。

(売付け勧誘等における特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)

第一条の八の二 法第二条第四項第二号ロ(2)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該株券等の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該株券等の買付けを行う者(以下この号において「買付者」という。)との間において、当該買付者が買付けた当該株券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

二 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権証券等及び当該新株予約権の行使により取得

(売付け勧誘等における特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)

第一条の八の二 法第二条第四項第一号ハに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券又は外国出資証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該有価証券の売付け勧誘等(法第二条第四項に規定する売付け勧誘等という。以下この条、次条及び第二条の十二において同じ。)を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該有価証券の買付けを行う者(以下この号において「買付者」という。)との間において、当該買付者が買付けた当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

二 新株予約権又は新優先出資引受権等が付されている有価証券(法第二十一条第十九号に掲げる有価証券を除く。) 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券及び当該新株予約権の行使により取得され、又

され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券。以下この号において同じ。）の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該新株予約権証券等の買付けを行う者とする者（以下この号において「買付者」という。）との間において、当該買付者が買い付けた当該新株予約権証券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

三 (略)

（売付け勧誘等が少人数向け勧誘に該当しないための要件）

第一条の八の三 法第二条第四項第二号ハに規定する政令で定める要件は、当該有価証券の売付け勧誘等が行われる日以前一月以内に、当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券（次の各号に掲げる有価証券を除く。以下この条において「同種の既発行証券」という。）の売付け勧誘等が行われており、当該売付け勧誘等を行う相手方（当該有価証券の売付け勧誘等を行う相手

は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券。以下この号において同じ。）の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該有価証券の買付けを行う者とする者（以下この号において「買付者」という。）との間において、当該買付者が買い付けた当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

三 (略)

（新設）

方が適格機関投資家であつて、当該有価証券が第一条の七の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数と当該一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等を行った相手方（当該同種の既発行証券の売付け勧誘等を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の既発行証券が第一条の七の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数との合計が五十名以上となることとする。

一 その売付け勧誘等の際にその売付け勧誘等が法第二条第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券

二 その売付け勧誘等の際にその売付け勧誘等が有価証券の売出しに該当し、かつ、当該有価証券の売出しに関し法第四条第一項の規定による届出又は法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類の提出が行われた有価証券

三 その売付け勧誘等の際にその売付け勧誘等が法第二十七条の三十二の二第一項に規定する外国証券売出しに該当し、かつ、同項の規定により外国証券情報（同項に規定する「外国証券情報」をいう。以下同じ。）の提供又は公表が行われた有価証券（同項ただし書の規定に該当する有価証券を含む。）

（売付け勧誘等における少人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の八の四 法第二条第四項第二号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

（新設）

-
- 一 当該売付け勧誘等が特定投資家のみを相手方とし、かつ、五十名以上の者（当該者が適格機関投資家であつて、当該売付け勧誘等に係る有価証券が第一条の七の四に定める場合に該当するとき、当該者を除く。）を相手方として行う場合でないこと。
 - 二 第一条の七第二号に掲げる要件のいずれかに該当した有価証券の売付け勧誘等を行う場合は、当該要件に従つて行うものであること。
 - 三 前号に掲げる場合以外の場合においては、次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまで定める要件に該当すること。
 - イ 株券等 次に掲げるすべての要件に該当すること。
 - (1) 当該株券等の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する同種の株券等を既に発行している者でないこと。
 - (2) 当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。
 - ロ 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当すること。
 - (1) 当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者及び当該株券がそれぞれ(1)及び(2)に定める要件に該当すること。
 - (2) 当該新株予約権証券等の発行者が法第二十四条第一項各号
-

(法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものを既に発行している者でないこと。

(3) 当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

(4) 当該新株予約権証券等(当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券)に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者(当該者が適格機関投資家であつて、当該新株予約権証券等が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)が当該新株予約権証券等を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1) 当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当する当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものを既に発行している者でないこと。

(2) 当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定めるも

のが特定投資家向け有価証券でないこと。

(3) ロに準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

(売付け勧誘等により相当程度多数の者が所有する場合)

第一条の八の五 法第二条第四項第三号に規定する政令で定める場合は、その売付け勧誘等に応じることにより、当該売付け勧誘等に係る有価証券を五百名以上の者が所有することとなる場合とする。

第一条の八の六 (略)

(金融機関の範囲)

第一条の九 法第二条第八項及び第十一項、第二十七条の二第四項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十八第三項(法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第四項、第三十一条の四第三項及び第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第三十三条の八第一項、第五十条第一項第四号、第五十八条並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(電子情報処理組織を使用した取引業務から除かれるもの)

第一条の九の三 法第二条第八項第十号に規定する政令で定めるもの

(売付け勧誘等により相当程度多数の者が所有する場合)

第一条の八の三 法第二条第四項第二号に規定する政令で定める場合は、その売付け勧誘等に応じることにより、当該売付け勧誘等に係る有価証券を五百名以上の者が所有することとなる場合とする。

第一条の八の四 (略)

(金融機関の範囲)

第一条の九 法第二条第八項及び第十一項、第二十七条の二第四項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十八第三項(法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)、第二十八条第四項、第三十一条の四第三項及び第四項、第三十三条、第三十三条の二、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第三十三条の八第一項、第五十条第一項第四号、第五十八条並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(電子情報処理組織を使用した取引業務から除かれるもの)

第一条の九の三 法第二条第八項第十号に規定する政令で定めるもの

は、特定投資家向け有価証券（法第四条第三項第四号に掲げるもの（第二条の十二の四第三項第一号又は第三号に掲げるものを除く。）及び開示が行われている場合（法第四条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。）に該当するものを除く。）の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として法第二条第八項第十号イからホまでに掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うものとする。

（競売買の方法による場合の基準）

第一条の十 法第二条第八項第十号イに規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券をいう。以下この条において同じ。）の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この条において同じ。）であつて法第二条第八項第十号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた上場有価証券等のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の一であること。

は、特定投資家向け有価証券（法第四条第三項第四号に掲げるもの（第二条の十二の二第三項第一号又は第三号に掲げるものを除く。）及び開示が行われている場合（法第四条第七項に規定する開示が行われている場合をいう。）に該当するものを除く。）の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として法第二条第八項第十号イからホまでに掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うものとする。

（競売買の方法による場合の基準）

第一条の十 法第二条第八項第十号イに規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券をいう。以下この条において同じ。）の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この条において同じ。）であつて同号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた上場有価証券等のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場）をいう。以下同じ。）における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の一であること。

二 (略)

(株式会社金融商品取引所に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者)

第一条の二十 法第二条第三十八項に規定する政令で定める者は、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第三項に規定する株式会社商品取引所とする。

(金融商品取引所持株会社に関する規制と同等の水準にあると認められる規制を受ける者)

第一条の二十一 法第二条第三十九項に規定する政令で定める者は、商品取引所法第二条第十九項に規定する商品取引所持株会社とする。

第二章 企業内容等の開示

(組織再編成対象会社の範囲)

第二条の二 法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める会社は、新設合併消滅会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。)、吸収分割会社(同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社のうち、組織再編成(法第二条の二第一項に規定する組織再編成をいう。以下この条において同じ。))により新たに発行される有価証

二 (略)

(新設)

(新設)

第二章 企業内容等の開示

(組織再編成対象会社の範囲)

第二条の二 法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める会社は、新設合併消滅会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。)、吸収分割会社(同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。)、新設分割会社(同法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社をいう。))及び株式移転完全子会社(同法第七百七十

券をすべて取得し、又は組織再編成により交付される既に発行された有価証券をすべて取得するもの以外のものをいう。）、新設分割会社（会社法第七百六十三条第五号に規定する新設分割会社のうち、組織再編成により新たに発行される有価証券をすべて取得し、又は組織再編成により交付される既に発行された有価証券をすべて取得するもの以外のものをいう。）及び株式移転完全子会社（同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。）となる会社とする。

（組織再編成発行手続における少人数向け勧誘に該当する場合）

第二条の四の二 法第二条の二第四項第二号ロに規定する政令で定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

一 当該組織再編成発行手続に係る組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみであつて、当該組織再編成対象会社株主等の人数が五十名以上である場合に該当しないこと。

二 次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ 株券等 第一条の七第二号イに定める要件に該当すること。

ロ 新株予約権証券等 第一条の七第二号ロに定める要件に該当すること。

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 第一条の七第二号ハに定める要件に該当すること。

三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。）となる会社とする。

（組織再編成発行手続における少人数向け勧誘に該当しないための要件）

第二条の四の二 法第二条の二第四項第二号ロに規定する政令で定める要件は、当該組織再編成発行手続に係る組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみである場合であつて、当該組織再編成対象会社株主等の人数が五十名以上であることとする。

(組織再編成交付手続における少人数向け勧誘に該当する場合)

第二条の六の二 法第二条の二第五項第二号に規定する政令で定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

一 当該組織再編成交付手続に係る組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみであつて、当該組織再編成対象会社株主等の人数が五十名以上である場合に該当しないこと。

二 次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ 株券等 第一条の八の四第三号イに定める要件に該当すること。

ロ 新株予約権証券等 第一条の八の四第三号ロに定める要件に該当すること。

ハ 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 第一条の八の四第三号ハに定める要件に該当すること。

(組織再編成交付手続における組織再編成対象会社株主等が相当程度多数である場合)

第二条の七 法第二条の二第五項第三号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五百名以上である場合とする。

(法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲)

第二条の十 法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に

(新設)

(組織再編成交付手続における組織再編成対象会社株主等が相当程度多数である場合)

第二条の七 法第二条の二第五項第二号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五百名以上である場合とする。

(法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲)

第二条の十 法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に

掲げる権利とする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権（次に掲げるものを除く。）

イ）チ （略）

リ 法第四十三条の二第二項に規定する信託の受益権その他これに類するものとして内閣府令で定める信託の受益権

ヌ）ル （略）

二）五 （略）

2）3 （略）

（外国で既に発行された有価証券に準ずる有価証券）

第二条の十二の二 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める有価証券は、国内で既に発行された有価証券でその発行の際にその有価証券発行勧誘等（同条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が国内で行われなかったものとする。

（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し）

第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に

掲げる権利とする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権（次に掲げるものを除く。）

イ）チ （略）

リ 法第四十三条の二第二項に規定する信託の受益権

ヌ）ル （略）

二）五 （略）

2）3 （略）

（新設）

（新設）

- 掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国国債」という。）次に掲げるすべての要件に該当すること。
- イ 国内における当該外国国債に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。
 - ロ 当該外国国債又は当該外国国債の発行者が発行する他の外国国債の売買が当該外国において継続して行われていること。
 - ハ 当該外国国債の発行者の財政に関する情報その他の内閣府令で定める情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該外国政府その他これに準ずる者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること。
- 二 法第二十一条第十七号に掲げる有価証券のうち同項第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国地方債」という。）次に掲げるすべての要件に該当すること。
- イ 当該外国地方債の発行者の属する外国（ハにおいて「発行国」という。）の政府が当該外国地方債の元本の償還及び利息の支払について保証しているものであること。
 - ロ 国内における当該外国地方債に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。
 - ハ 発行国において、当該外国地方債又は当該外国地方債の発行者が発行する他の外国地方債の売買が継続して行われていること。

-
- と。
- ニ 当該外国地方債の発行者の財政に関する情報その他の内閣府令で定める情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該発行者その他これに準ずる者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること。
- 三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国特殊法人債」という。）次に掲げるすべての要件に該当すること。
- イ 当該外国特殊法人債の発行者の属する外国（ハにおいて「発行国」という。）の政府が当該外国特殊法人債の元本の償還及び利息の支払について保証しているものであること。
- ロ 国内における当該外国特殊法人債に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。
- ハ 発行国において、当該外国特殊法人債又は当該外国特殊法人債の発行者が発行する他の外国特殊法人債の売買が継続して行われていること。
- ニ 当該外国特殊法人債の発行者の経理に関する情報その他の内閣府令で定める情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得
-

得することができること。

四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第五号から第七号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（同項第五号から第七号までに掲げる有価証券のうち、前条に規定する有価証券に該当するもの（ハにおいて「国内発行債券」という。）を含む。以下この号において「外国債券」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 国内における当該外国債券に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

ロ 当該外国債券が外国の金融商品取引所（当該外国の金融商品取引所における売買取引高その他の状況を勘案して内閣総理大臣が指定するものに限る。以下この条において「指定外国金融商品取引所」という。）に上場されていること、又は当該外国債券が発行された外国において、当該外国債券の売買が継続して行われていること。

ハ 当該外国債券が発行された外国の法令又は指定外国金融商品取引所の定める規則（当該外国債券又は当該外国債券の発行者が発行する他の有価証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに限る。）が当該指定外国金融商品取引所に上場されている場合以外の場合にあつては当該外国の法令に限り、当該外国債券が国内発行債券である場合にあつては指定外国金融商品取引所の定める規則に限る。）

に基づき、当該外国債券の発行者の経理に関する情報その他の内閣府令で定める情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること。

五 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（株券のうち、前条に規定する有価証券に該当するもの（ハ及びニにおいて「国内発行株券」という。）を含む。以下この号において「外国株券」という。） 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 国内における当該外国株券に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

ロ 当該外国株券が指定外国金融商品取引所に上場されていること。

ハ 当該外国株券（国内発行株券を除く。以下ハにおいて同じ。）が発行された外国の法令又は当該外国株券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該外国株券の発行者の経理に関する情報その他の内閣府令で定める情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること。

ニ 当該国内発行株券（法第二十四条第一項の規定により有価証

券報告書を提出している者が発行者である国内発行株券を除く。
）に係る有価証券発行勧誘等が行われた外国の法令又は当該国内発行株券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該発行者の経理に関する情報その他の内閣府令で定める情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）
）が当該発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること。

六 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券に表示される権利が次に掲げる有価証券のいずれかの要件に該当すること。

(1) 株券、法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち投資証券若しくは外国投資証券で投資証券に類する証券、同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの又は同項第二十号に掲げる有価証券（株券、同項第十一号に掲げる有価証券のうち投資証券若しくは外国投資証券で投資証券に類する証券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するものに限る。）であつて、取引所金融商品市場又は指定外国金融商品取引所に上場されているものであること。

(2) 当該有価証券の発行者が発行する法第二条第一項第五号又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第五号に掲げる

有価証券の性質を有するものであつて、当該有価証券の償還額が同条第二十四項に規定する金融商品の価格又は同条第二十五項に規定する金融指標（これらに関する情報をインターネットの利用その他の方法により国内において容易に取得することができるものに限る。）に連動するように設計されたものであること。

ロ 当該有価証券に表示されるオプション（法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。以下同じ。）が将来の一定の時期において当該有価証券を所有する者の意思にかかわらず行使され、有価証券の売買その他の取引が行われないこと。

ハ 当該有価証券に当該有価証券を売付けた金融商品取引業者等が当該有価証券を買い付ける場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下ハにおいて「転売制限」という。）が付されており、かつ、当該転売制限が当該有価証券に係る外国証券情報に記載されていること。

ニ 国内における当該有価証券に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

ホ 第四号ハに掲げる要件に該当すること。

七 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次に掲げるすべての要件に該当すること。

イ 当該有価証券が株券（法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当するものに限る。）に係る権利又は法第二条第一

項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（取引所金融商品市場又は指定外国金融商品取引所に上場されているものに限る。二において「預託外国株券」という。）に係る権利を表示するものであること。

ロ 国内における当該有価証券に係る売買価格に関する情報をインターネットの利用その他の方法により容易に取得することができること。

ハ 当該有価証券が指定外国金融商品取引所に上場されていること。

ニ 当該有価証券が預託外国株券に係る権利を表示するものである場合には、ハに規定する指定外国金融商品取引所の属する外国の法令又は指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該有価証券の発行者の経理に関する情報その他の内閣府令で定める情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること。

第二条の十二の四（略）

（少数者向け勧誘に係る告知を要しない勧誘）

第三条の二の三 法第二十三条の十三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げ

第二条の十二の二（略）

（少数者向け勧誘に係る告知を要しない勧誘）

第三条の二の三 法第二十三条の十三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げ

る有価証券の有価証券発行勧誘等（同項各号に定める場合に該当するものに限る。）とする。

- 一 新優先出資引受権証券
- 二・三 (略)

第三条の三 削除

る有価証券の有価証券発行勧誘等（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいい、法第二十三条の十三第四項各号に定める場合に該当するものに限る。）とする。

- 一 株券、新株予約権証券又は新優先出資引受権証券
- 二・三 (略)

（海外発行証券の少人数向け勧誘）

第三条の三 法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券のいずれかに該当するものをいう。

- 一 特定投資家向け有価証券（当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘が特定投資家向け売付け勧誘等（法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。以下同じ。）に該当することにより当該有価証券が特定投資家向け有価証券に該当することとなる場合の有価証券を含む。次項において同じ。）

二 当該有価証券の発行の際にその有価証券発行勧誘等（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。次項において同じ。）が国内で行われたもの（前号に掲げるものを除く。）

2) 法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める有価証券は、国内で既に発行された有価証券であつてその発行の際にその有価証券発行勧誘等が国内で行われなかったもの（特定投資家向け有価証券

(公開買付けによらなければならない有価証券等)

第六条 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 株券等の売買に係るオプションの取得(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。)

三 (略)

第三章の四 特定証券情報等の提供又は公表

(特定証券情報の提供又は公表を要しない場合)

第十四条の十四 法第二十七条の三十一に規定する政令で定める場合は、五十名未満の者を相手方として行う場合とする。

券を除く。)とする。

3 法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める条件は、当該有価証券を買い付けた者が、その買付けに係る有価証券を、非居住者に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。

(公開買付けによらなければならない有価証券等)

第六条 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 株券等の売買に係るオプション(法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。以下同じ。)の取得(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。)

三 (略)

(新設)

(新設)

第四章 金融商品取引業者等

(幹事会社となる有価証券の元引受け)

第十五条 法第二十八条第一項第三号イに規定する政令で定めるものは、元引受契約(有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘(法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。以下同じ。))若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。以下同じ。))に際して締結する契約であつて、当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の発行者若しくは所有者(金融商品取引業者及び登録金融機関(法第二十一条に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。))から当該有価証券の全部若しくは一部を取得し、又は当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とするものをいう。)の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うもので内閣府令で定めるものとする。

(多数の者を相手方として行う場合)

第十五条の十九 法第三十三条第二項第五号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として、同号ロに掲げる取引を行

第四章 金融商品取引業者等

(幹事会社となる有価証券の元引受け)

第十五条 法第二十八条第一項第三号イに規定する政令で定めるものは、元引受契約(有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘(法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。以下同じ。))若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に際して締結する契約であつて、当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の発行者若しくは所有者(金融商品取引業者及び登録金融機関(法第二十一条に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。))から当該有価証券の全部若しくは一部を取得し、又は当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とするものをいう。)の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うもので内閣府令で定めるものとする。

(多数の者を相手方として行う場合)

第十五条の十九 法第三十三条第二項第五号に規定する政令で定める場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として、同号ロに

う場合とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第十五条の二十二 金融商品取引業者等は、法第三十四条の二第四項(法第三十四条の三第十二項(法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十五条の二十三 金融商品取引業者等は、法第三十四条の二第十二項(法第三十四条の三第三項(法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、法第三十四条の二第十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的

掲げる取引を行う場合とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第十五条の二十二 金融商品取引業者等は、法第三十四条の二第四項(法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十五条の二十三 金融商品取引業者等は、法第三十四条の三第三項(法第三十四条の四第四項及び第四十三条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定

方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金融商品取引業者等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第三十四条の第二十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(対象契約が継続的契約である場合における技術的読替え)

第十五条の二十四 (略)

2 法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第四項第二号の対象契約が投資顧問契約又は投資一任契約である場合における同項の規定の適用については、同項中「この法律(この款を除く。)の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす」とあるのは、「この法律(この款及び第四十五条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)を除く。)の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなし、第四十五条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該申出者は、期限日(当該申出者が期限日以前に行う第七項に規定する更新申出について、金融商品取引業者等が次条第二項の規定による書面の

めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金融商品取引業者等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(対象契約が継続的契約である場合における技術的読替え)

第十五条の二十四 (略)

2 法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第四項第二号の対象契約が投資顧問契約又は投資一任契約である場合における同項の規定の適用については、同項中「この法律(この款を除く。)の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす」とあるのは、「この法律(この款及び第四十五条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)を除く。)の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなし、第四十五条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該申出者は、期限日(当該申出者が期限日以前に行う第七項に規定する更新申出について、金融商品取引業者等が次条第二項の規定による書面の

交付及び確認並びに同条第六項において準用する第二項の規定による承諾をし、かつ、当該申出者が同項の規定による書面による同意をした場合には、当該更新申出に係る期限日）までの間に限り、特定投資家とみなす」とする。

（運用の対象となる特定資産から除かれるもの）

第十五条の二十五 法第三十五条第一項第十五号イに規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 商品取引所法第二条第四項に規定する商品

三 (略)

（不招請勧誘等が禁止される契約）

第十六条の四 法第三十八条第四号に規定する政令で定めるものは、顧客を相手方として店頭デリバティブ取引のうち次に掲げる取引を行うこと又は顧客のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うことを内容とする契約とする。

一～三 (略)

2 法第三十八条第五号及び第六号に規定する政令で定めるものは、前項に規定する契約又は次に掲げる契約とする。

一・二 (略)

交付及び確認並びに同条第四項において準用する第二項の規定による承諾をし、かつ、当該申出者が同項の規定による書面による同意をした場合には、当該更新申出に係る期限日）までの間に限り、特定投資家とみなす」とする。

（運用の対象となる特定資産から除かれるもの）

第十五条の二十五 法第三十五条第一項第十五号イに規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第四項に規定する商品

三 (略)

（不招請勧誘等が禁止される契約）

第十六条の四 法第三十八条第三号に規定する政令で定めるものは、顧客を相手方として店頭デリバティブ取引のうち次に掲げる取引を行うこと又は顧客のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うことを内容とする契約とする。

一～三 (略)

2 法第三十八条第四号及び第五号に規定する政令で定めるものは、前項に規定する契約又は次に掲げる契約とする。

一・二 (略)

(分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引)

第十六条の十五 法第四十三条の二第一項第二号に規定する政令で定める取引は、店頭デリバティブ取引に類するものとして金融庁長官が指定する取引に該当するものとする。

(削る)

(削る)

(国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができない場合)

第十七条の三 法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合(特定投資家向け有価証券について、一般投資家(法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条において同じ。)を相手方として法第八条第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行う場合(当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。)を除く。)とする。

一 (略)

二 外国証券業者が、法第二十八条第八項各号に掲げる行為についての勧誘をすることなく、外国から次に掲げる行為を行う場合(

(分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引)

第十六条の十五 法第四十三条の二第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 外国市場デリバティブ取引に該当するもの

二 店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に類するものとして金融庁長官が指定する取引に該当するもの

(国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができない場合)

第十七条の三 法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合(特定投資家向け有価証券について、一般投資家(法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条において同じ。)を相手方として法第八条第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行う場合(当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。)を除く。)とする。

一 (略)

二 外国証券業者が、法第二十八条第八項各号に掲げる行為についての勧誘をすることなく、外国から次に掲げる行為を行う場合(

前号に該当する場合を除く。）

イ 国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法第二十八条第八項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為（同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理を除く。）のうち内閣府令で定めるもの又は当該者（第一条の八の六第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。）を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為（同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理に限る。）

ロ 有価証券関連連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。）

）による代理又は媒介により、国内にある者を相手方として行う有価証券の売買若しくは法第二十八条第八項第三号若しくは第五号に掲げる行為のうち内閣府令で定めるもの又は国内にある者（第一条の八の六第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。）を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為

三 (略)

第四章の三 信用格付業者

(事業報告書の提出期限)

第十八条の四の二 法第六十六条の三十八に規定する政令で定める期

前号に該当する場合を除く。）

イ 国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法第二十八条第八項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為（同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理を除く。）のうち内閣府令で定めるもの又は当該者（第一条の八の四第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。）を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為（同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理に限る。）

ロ 有価証券関連連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。）

）による代理又は媒介により、国内にある者を相手方として行う有価証券の売買若しくは法第二十八条第八項第三号若しくは第五号に掲げる行為のうち内閣府令で定めるもの又は国内にある者（第一条の八の四第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。）を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為

三 (略)

(新設)

(新設)

間は、三月とする。ただし、外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条及び第十八条の四五において同じ。）が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（説明書類の縦覧を開始するまでの期間）

第十八条の四の三 法第六十六条の三十九に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類（同条に規定する説明書類をいう。）を備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（新設）

（信用格付業者が電子公告により信用格付業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十八条の四の四 法第六十六条の四十第三項の規定による公告を電子公告によりする場合について、同条第五項及び第六項において会社法の規定を準用する場合における同条第五項及び第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（新設）

読み替える会社	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

法の規定		
第九百四十条第三項（各号を除く。）	前二項 これらの	第一項 同項の

（外国法人に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え）
第十八条の四の五 信用格付業者が外国法人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十六条の四十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十六条の二十八第二項第三号	定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）	定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書
第六十六条の三十九	すべての営業所又は事務所	信用格付業を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所
第六十六条の四十一第二号	法人を代表する役員	法人の役員
第六十六条の四十一第三号	破産手続開始の決定により解散したとき	破産手続開始の決定を受けたとき、又は本店の所在す

（新設）

		る国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始したとき
第六十六条の四 第十一项第四号	解散したとき	その破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者
	解散したとき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。）	
その清算人	その清算人又は本店の所在する国において清算人に相当する者	

（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものに対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え）

第十八条の四の六 信用格付業者が法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものである場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十六条の四十七の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条の四	信用格付業者であつた法人	信用格付業者であつた法人
第一項第二号ニ	法人	（法人でない団体で代表者

（新設）

							又は管理人の定めのあるものを含む。
	役員	役員	役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)	役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)	役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)		
第二十九條の四 第一項第二号へ	役員	役員	役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)	役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)	役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)		
第六十六條の四 十第一項第二号	合併	合併	合併に相当する行為	合併に相当する行為	合併に相当する行為		
第六十六條の四 十第一項第三号	破産手続開始の決定により解散したとき	破産手続開始の決定を受け たとき	破産手続開始の決定を受けたとき	破産手続開始の決定を受けたとき	破産手続開始の決定を受けたとき		
第六十六條の四 十第一項第四号	合併	合併に相当する行為	合併に相当する行為	合併に相当する行為	合併に相当する行為		
	解散したとき	解散に相当する行為をしたとき	解散に相当する行為をしたとき	解散に相当する行為をしたとき	解散に相当する行為をしたとき		
	その清算人	その代表者又は管理人であつた者	その代表者又は管理人であつた者	その代表者又は管理人であつた者	その代表者又は管理人であつた者		
第六十六條の四 十第三項	合併 解散	合併に相当する行為 解散に相当する行為	合併に相当する行為 解散に相当する行為	合併に相当する行為 解散に相当する行為	合併に相当する行為 解散に相当する行為		

(法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものに対

する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)

第十八条の四の七 信付格付業者が法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものである場合について、法第六十六条の四十第一項第三号及び第四号の規定の適用に当たつての法第六十六条の四十七の規定による技術的読替えは、前二条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十六条の四十第一項第三号	破産手続開始の決定により解散したとき	破産手続開始の決定を受けたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始したとき
第六十六条の四十第一項第四号	合併 解散したとき	合併に相当する行為 解散に相当する行為をしたとき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。）
その清算人	その破産管財人	その代表者又は管理人であつた者（国内における営業

(新設)

所又は事務所の清算を開始した場合には、国内における代表者とする。）

（信用格付業者に関する読替え）

第十八条の四の八 法第六十六条の四十八に規定する法第六十六条の二十七の登録又は信用格付業者について、法の規定を準用する場合における法第六十六条の四十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十七条	読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		第二十九条若しくは第三十三条の二の登録、第三十条第一項の認可又は第三十一条第四項の変更登録	第六十六条の二十七の登録
		登録申請者又は金融商品取引業者	登録申請者
		当該登録申請者又は当該金融商品取引業者	当該登録申請者
		第五十一条、第五十二条の二、第五十二	第六十六条の四十一又は第六十六条の四十二第一項

（新設）

<p>条第一項、第五十二 条の二第一項、第五 十三條、第五十四條 又は第五十六條の三</p>	
<p>第二十九條若しくは 第三十三條の二の登 録、第三十條第一項 若しくは第三十一條 第六項の認可、第三 十一條第四項の変更 登録、第三十五條第 四項の承認若しくは 前條第三項若しくは 第四項の承認</p>	<p>第六十六條の二十七の登録</p>
<p>第三十條の二第一項 の規定により条件を 付することとしたと き、又は第五十一條 、第五十一條の二、 第五十二條第一項若 しくは第二項、第五 十二條の二第一項若 しくは第二項、第五</p>	<p>第六十六條の四十一又は第 六十六條の四十二第一項若 しくは第二項</p>

十三條、第五十四條、
第五十六條の三若
しくは前條第二項

第四章の四 金融商品取引業協会

第十八條の四の九、第十八條の四の十一 (略)

第四章の五 投資者保護基金

(特別の関係にある者)

第十九條の三 法第百三條の二第五項第二号(法第百三條の三第二項及び第百六條の九において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者(特定株主を除く。)とする。

- 一 共同で株式会社金融商品取引所(法第百三條第十八項に規定する株式会社金融商品取引所をいう。以下同じ。)の対象議決権(法第百三條の二第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号、第十九條の三の三、第十九條の三の二及び第十九條の三の四の二において同じ。)を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社金融商品取引所の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において「共同保有者」という。)の関係

二、四 (略)

第四章の三 金融商品取引業協会

第十八條の四の二、第十八條の四の四 (略)

第四章の四 投資者保護基金

(特別の関係にある者)

第十九條の三 法第百三條の二第五項第二号(法第百三條の三第二項及び第百六條の九において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者(特定株主を除く。)とする。

- 一 共同で株式会社金融商品取引所の対象議決権(法第百三條の二第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号、第十九條の三の三及び第十九條の三の二において同じ。)を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社金融商品取引所の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において「共同保有者」という。)の関係

二、四 (略)

254 (略)

5 第一項の「特定株主」とは、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社をいう。

6 (略)

(株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し又は保有することができる者)

第十九条の三の三 法第六十条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 外国金融商品取引市場開設者(法第六十条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下この条において同じ。)であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ・ロ (略)

ハ その者が法第六十条の三第一項又は第六十条の十七第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合(法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この条において同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社の子会社(法第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この条並びに

254 (略)

5 第一項の「特定株主」とは、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社をいう。

6 (略)

(株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し又は保有することができる者)

第十九条の三の三 法第六十条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 外国金融商品取引市場開設者(法第六十条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下この条において同じ。)であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ・ロ (略)

ハ その者が法第六十条の三第一項又は第六十条の十七第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合(法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この条において同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社の子会社(法人がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社をいう。この場合において、法人及びその

第四十四条第十三項及び第十四項において同じ。）（次号ハ、第四号ハ及び第五号ハにおいて「特定子会社」という。）であること。

三 (略)

四 外国商品市場開設者（商品先物取引法第二条第十二項に規定する外国商品市場を開設する者をいう。次号において同じ。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ その本店又は主たる事務所の所在する国において商品先物取引法第九条若しくは第七十八条の許可と同種類の許可又はこれに類する免許その他の行政処分を受けていること。

ロ その本店又は主たる事務所の所在する国における商品先物取引法（同法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、法（法に基づく命令を含む。次号ロにおいて同じ。）の執行のために行う行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること。

ハ その者が法第六六条の三第一項又は第六六条の十七第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、特定子会社であること。

五 外国商品市場開設者持株会社（外国商品市場開設者を子会社とする会社であつて前号に掲げる者以外の者をいう。以下この号に

一若しくは二以上の子会社又は当該法人の一若しくは二以上の子会社とその総株主又は総社員議決権の過半数を保有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。次号において同じ。）（同号ハにおいて「特定子会社」という。）であること。

三 (略)

(新設)

(新設)

において同じ。)であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者
イ その本店又は主たる事務所の所在する国における商品先物取引法(同法に基づく命令を含む。ロにおいて同じ。)に相当する外国の法令を執行する当局が、当該者が外国商品市場開設者持株会社であることについて商品先物取引法第九十六条の二十五第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていること。

ロ その本店又は主たる事務所の所在する国における商品先物取引法に相当する外国の法令を執行する当局が、法の執行のために行う行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること。

ハ その者が法第六十六条の三第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所が、特定子会社であること。

(特別の関係にある者)

第十九条の三の三の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の「特定株主」とは、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は商品取引所(法第六十六条の二十八第四項の規定を適用する場合にあつては、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社)をい

(特別の関係にある者)

第十九条の三の三の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の「特定株主」とは、認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所(法第六十六条の二十八第四項の規定を適用する場合にあつては、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社)をいう。

う。

5 (略)

(特別の関係にある者)

第十九条の三の四の二 法第百三十三条の二において準用する法第百三条の二第五項第二号に規定する政令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者とする。

一 共同で会社の対象議決権を取得し、若しくは保有し、又は当該会社の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において「共同保有者」という。)の関係

二 会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者(以下この条において「支配株主等」という。)と当該会社(以下この条において「被支配会社」という。)との関係

三 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

2 共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 第十九条の三第四項の規定は、第一項の規定の適用について準用する。

4 第四条の四第三項の規定は、第一項第二号及び第二項並びに前項において準用する第十九条の三第四項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四条の四第三項中「第百四十七条第一項又は第百四十八条第

5 (略)

(新設)

一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（自主規制法人について準用する監督規定の読替え）

第十九条の三の十六 自主規制法人が法第八十五条第一項の認可により金融商品取引所から委託を受けて当該金融商品取引所に係る自主規制業務を行う場合の監督について、法第五十三条の四において法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第四百四十九条第二項	(略)	、業務規程、受託契約準則及び第五十六条の十九第一項の承認を受けて行う金融商品債務引受業に係る業務方法書	及び業務規程

（自主規制法人について準用する監督規定の読替え）

第十九条の三の十六 自主規制法人が法第八十五条第一項の認可により金融商品取引所から委託を受けて当該金融商品取引所に係る自主規制業務を行う場合の監督について、法第五十三条の四において法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
第四百四十九条第二項	(略)	、業務規程、受託契約準則及び第五十六条の十九の承認を受けて行う金融商品債務引受業に係る業務方法書	及び業務規程

(略) (略) (略)

第五章の四 指定紛争解決機関

(新設)

一 (紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第十九条の七 法第百五十六条の三十九第一項第二号及び第四号二、

(新設)

第百五十六条の四十三並びに第百五十六条の六十第三項に規定する
政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 二 第十九条の九各号に掲げる指定

(異議を述べた金融商品取引関係業者の数の金融商品取引関係業者
の総数に占める割合)

第十九条の八 法第百五十六条の三十九第一項第八号に規定する政令
で定める割合は、三分の一とする。

(新設)

(名称の使用制限の適用除外)

第十九条の九 法第百五十六条の五十四に規定する政令で定めるもの
は、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

(新設)

- 一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の
規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項

(略) (略) (略)

の規定による指定

- 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
- 四 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定
- 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 六 信用金庫法第八十五条の四第一項の規定による指定
- 七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
- 八 労働金庫法第八十九条の五第一項の規定による指定
- 九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十一 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十九条第一項の規定による指定

（安定操作取引をすることができる場合）

第二十条 安定操作取引（法第五十九条第三項に規定する目的をもつてする一連の有価証券売買等（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその申込み、委託等（法第四十四条第一号に規定する委託等を含む。第三項及び次条において同じ。）若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けること等をいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上

（安定操作取引をすることができる場合）

第二十条 安定操作取引（法第五十九条第三項に規定する目的をもつてする一連の有価証券売買等（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその申込み、委託等（法第四十四条第一号に規定する委託等を含む。第三項及び次条において同じ。）若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けること等をいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上

の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二條までにおいて同じ。)若しくは特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二條までにおいて同じ。)又は有価証券の売出し(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二條までにおいて同じ。)若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二條までにおいて同じ。)を容易にするために取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

2・3 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)
第三十七條の二 法第九十四條の七第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十二 (略)

十三 法第五十六條の十九第一項の規定による承認

十四 法第五十六條の二十第一項の規定による法第五十六條の

十九第一項の承認の取消し

十五〇十七 (略)

十八 法第九十四條の六の二第一号及び第三号の規定による通知

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権

の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二條までにおいて同じ。)若しくは特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二條までにおいて同じ。)又は有価証券の売出し(法第四條第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二條までにおいて同じ。)若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にするために取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

2・3 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)
第三十七條の二 法第九十四條の七第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十二 (略)

十三 法第五十六條の十九の規定による承認

十四 法第五十六條の二十の規定による法第五十六條の十九の

承認の取消し

十五〇十七 (略)

(新設)

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権

限の委任)

第三十八条 法第九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等(法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。))の公正を確保するための業務の制限に係る条件に限る。)

、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八條から第三十九条まで、第四十条(同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)、第三十三條第一項、第五十七條から第五十九条まで、第六十二条及び第六十三条から第六十一条までの規定並びに法第六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))及び第六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三において準用する法第三十八条(第七号に係る部分に限る。))及び第四十条(第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。))の規定とする。

限の委任)

第三十八条 法第九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等(法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。))の公正を確保するための業務の制限に係る条件に限る。)

、第三十六条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条(同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。)、第三十三條第一項、第五十七條から第五十九条まで、第六十二条及び第六十三条から第六十一条までの規定並びに法第六十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))及び第六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三において準用する法第三十八条(第六号に係る部分に限る。))及び第四十条(第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。))の規定とする。

まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

7| 法第百九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

8| 法第百九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は

六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

6| 法第百九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

7| 法第百九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は

、外国金融商品取引所参加者（法第五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第五百七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十三條から第六十七條まで若しくは第六十八條から第六十七條までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

9| 二・三 (略)
(略)

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二 (略)

2 長官権限（法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十

、外国金融商品取引所参加者（法第五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第五百七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十三條から第六十七條まで若しくは第六十八條から第六十七條までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

8| 二・三 (略)
(略)

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二 (略)

2 長官権限（法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十

五条の三第三項において準用する場合を含む。) から第四項まで、第六十条の十一(法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。)、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三百三条の四、第三百六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第三百六条の十六、第三百六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第三百六条の二十七(法第九十九条において準用する場合を含む。)、第三百五十一条(法第五十三条の四において準用する場合を含む。)、第三百五十五条の九、第三百五十六条の十五、第三百五十六条の三十四並びに第三百五十六条の五十八の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社(国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条の二及び第四十四条の三第一項において同じ。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、内国会社以外の者に関するものにあつ

五条の三第三項において準用する場合を含む。) から第四項まで、第六十条の十一(法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。)、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第三百三条の四、第三百六条の六、第三百六条の十六、第三百六条の二十、第三百六条の二十七、第三百五十一条(法第五十三条の四において準用する場合を含む。)、第三百五十五条の九、第三百五十六条の十五並びに第三百六条の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社(国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条の二及び第四十四条の三第一項において同じ。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、内国会社以外の者に関するものにあつ

ては関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一・二 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

一 の二 第二条の十二の四第一項の規定による承認

二 十九 (略)

3 長官権限のうち次に掲げるものは、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 四 (略)

4 長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の

ては関東財務局長に委任する。

一・二 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 (略)

一 の二 第二条の十二の二第一項の規定による承認

二 十九 (略)

3 長官権限のうち次に掲げるものは、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

一 四 (略)

4 長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の

五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。）、第十條第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。）、第二十三條の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三條の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三條の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三條の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三條の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三條の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

5 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一～四 (略)

(公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十条 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一～四 (略)

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地(当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一～三 (略)

2 長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項(第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。)並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務

5 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一～四 (略)

(公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十条 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一～四 (略)

(株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地(当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一～三 (略)

2 長官権限のうち、法第二十七条の二十五第四項(第二十七条の二十六第六項において準用する場合を含む。)並びに第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による前項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務

支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

3 (略)

(株式会社金融商品取引所等の株主に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の五 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第百三条の四、第百六条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百六条の十六及び第百六条の二十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

2 (略)

(金融商品取引所持株式会社等に関する権限の財務局長等への委任)
第四十三条の六 長官権限のうち法第百六条の二十七（法第百九条に

支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

3 (略)

(株式会社金融商品取引所等の株主に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の五 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 法第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

2 (略)

(金融商品取引所持株式会社等に関する権限の財務局長等への委任)
第四十三条の六 長官権限のうち法第百六条の二十七の規定による権

において準用する場合を含む。)の規定による権限(第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)は、金融商品取引所持株式会社等(金融商品取引所持株式会社、親商品取引所等)法第二条の三第一項に規定する親商品取引所等(金融商品取引所)であるものを除く。)をいう。以下この条及び第四十四条において同じ。)の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限で金融商品取引所持株式会社等の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所又は当該金融商品取引所持株式会社等の子会社(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行うことができる。

3 前項の規定により支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引所持株式会社等の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

限(第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)は、金融商品取引所持株式会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限で金融商品取引所持株式会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該金融商品取引所持株式会社の子会社(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行うことができる。

3 前項の規定により支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引所持株式会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条 長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社等、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第六十六条の二十七（法第九十九条において準用する場合を含む。）、第五十一条（法第五十三条の四において準用する場合を含む。）、第五十五条の九並びに第五十六条の三十四の規定による権限

2
12 (略)

（委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条 長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第四項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第六十六条の二十七、第五十一条（法第五十三条の四において準用する場合を含む。）、第五十五条の九並びに第五十六条の三十四の規定による権限

2
12 (略)

13 第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者をいう。

14 第二項に規定する「取引所持株式会社支店等」とは、金融商品取引所持株式会社等の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所又は当該金融商品取引所持株式会社等の子会社をいう。

15 〽 17 (略)

(委員会の金融商品取引所等の主要株主等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条の四 長官権限のうち、第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第二項、第三百三条の四、第一百六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第一百六条の十六及び第一百六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを

13 第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社(法第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。)、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者をいう。

14 第二項に規定する「取引所持株式会社支店等」とは、金融商品取引所持株式会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該金融商品取引所持株式会社の子会社(法第一百五十六条の十六第四項に規定する子会社をいう。)をいう。

15 〽 17 (略)

(委員会の金融商品取引所等の主要株主等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条の四 長官権限のうち、第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第二項、第三百三条の四、第一百六条の六、第一百六条の十六及び第一百六条の二十の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

妨げない。

2 (略)

3 第一項に規定する権限のうち、法第百三条の四及び第百六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

4 第一項に規定する権限のうち、法第百六条の十六及び第百六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

5 (略)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一 五 (略)

六 法第二百五条第一号から第四号まで、第六号の二から第六号の四まで、第十一号、第十二号、第十四号又は第十八号から第二十号までの罪

2 (略)

3 第一項に規定する権限のうち、法第百三条の四及び第百六条の六の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

4 第一項に規定する権限のうち、法第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

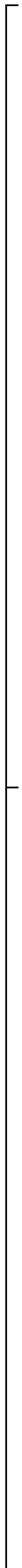
5 (略)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一 五 (略)

六 法第二百五条第一号から第四号まで、第十一号、第十二号、第十四号又は第十八号から第二十号までの罪



(金融商品取引法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十四号)の施行の日までの間における前条の規定による改正後の金融商品取引法施行令(次項において「新金融商品取引法施行令」という。)第十九条の三の三の規定の適用については、同条第四号中「商品先物取引法第二条第十二項に規定する外国商品市場」とあるのは「外国商品市場(商品取引所法第二条第九項に規定する商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。)」と、同号イ及びロ並びに同条第五号中「商品先物取引法」とあるのは「商品取引所法」とする。

2 平成二十五年九月二十九日までの間における新金融商品取引法施行令第十九条の七及び第十九条の九の規定の適用については、同令第十九条の七中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第十九条の九中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定又は証券

取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

○ 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（情報通信の技術を利用して提供する方法）</p> <p>第十条 共済事業を行う組合又は共済代理店は、法第九条の七の五第二項（法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。以下この条から第十三条までにおいて同じ。）において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用して同意を得る方法）</p>	<p>（情報通信の技術を利用して提供する方法）</p> <p>第十条 共済事業を行う組合又は共済代理店は、法第九条の七の五第二項（法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。以下この条から第十三条までにおいて同じ。）において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用して同意を得る方法）</p>

第十一条 共済事業を行う組合は、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第二十八条の二 法第六十九条の二第一項第二号及び第四号二、法第

第十一条 共済事業を行う組合は、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八条の六及び第三百八条の二十三第三項並びに法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定
- 二 第二十八条の四各号に掲げる指定

(異議を述べた特定火災共済協同組合等の数の特定火災共済協同組合等のそれぞれの総数に占める割合)

第二十八条の三 法第六十九条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

(新設)

(名称の使用制限の適用除外)

第二十八条の四 法第六十九条の四第一項及び第二項において準用する保険業法第三百八条の十七並びに法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

(新設)

- 一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定

- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定

- 三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第九十二条の六第一項の規定による指定

-
- 四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一條の六第一項の規定による指定
 - 五 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五條の四第一項の規定による指定
 - 六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六條の八第一項の規定による指定
 - 七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九條の五第一項の規定による指定
 - 八 銀行法第五十二條の六十二第一項の規定による指定
 - 九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一條の三十九第一項の規定による指定
 - 十 保険業法第三百八條の二第一項の規定による指定
 - 十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五條の六第一項の規定による指定
 - 十二 信託業法第八十五條の二第一項の規定による指定
 - 十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十九條第一項の規定による指定
- （指定特定火災共済事業等紛争解決機関又は指定特定共済事業等紛争解決機関について準用する保険業法の規定の読替え）
- 第二十八條の五 法第六十九條の四第一項又は第二項の規定により指定特定火災共済事業等紛争解決機関をいう。）又は指定特定共済事業等
-

（新設）

紛争解決機関（同条第二項に規定する指定特定共済事業等紛争解決機関をいう。）について保険業法第三百八条の八第一項の規定を準用する場合においては、同項中「商号、名称又は氏名」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

（指定信用事業等紛争解決機関について準用する銀行法の規定の読替え）

第二十八条の六 法第六十九条の五の規定により指定信用事業等紛争解決機関（同条に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。）について銀行法第五十二条の六十八第一項の規定を準用する場合には、同項中「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

（都道府県が処理する事務）

第三十三条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第四項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第二項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第

（新設）

（都道府県が処理する事務）

第三十三条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第四項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第二項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第

一 項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第二項、第四百五条の三第一項から第四項まで、第四百五条の四第一項から第四項まで、第四百六条第一項から第三項まで、第四百六条の二（第三項を除く。）並びに第四百六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この項において同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が貸金業法第二条第一項に規定する貸金業であるもの（その地区が都道府県の区域を超えるものに限る。）に關する内閣総理大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

二 四 (略)

一 項、第九十六条第五項、第四百四条、第四百五条、第四百五条の二第一項及び第二項、第四百五条の三第一項から第四項まで、第四百五条の四第一項から第四項まで、第四百六条第一項から第三項まで、第四百六条の二（第三項を除く。）並びに第四百六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この項において同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業であるもの（その地区が都道府県の区域を超えるものに限る。）に關する内閣総理大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

二 四 (略)

(中小企業等協同組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の中小企業等協同組合法施行令第二十八条の二及び第二十八条の四の規定の適用については、同令第二十八条の二中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するもの」とされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するもの」とあるのは「次に掲げる指定又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

○ 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第一条の六 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条の二の四において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第一条の八までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）</p>	<p>（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第一条の六 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条の二の四において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第一条の八までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）</p>

第一条の七 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の二第三項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（同一人に対する信用の供与等）

第一条の十 法第十一条の四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該組合の子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。第五条の十三第一号において同じ。）でない場合の次に掲げる

第一条の七 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（同一人に対する信用の供与等）

第一条の十 法第十一条の四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該組合の子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。第五条の八第一号において同じ。）でない場合の次に掲げる者

者（第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。）とする。

一・二（略）

2510（略）

（特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）
第一条の十二 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の十の三において準用する金融商品取引法（以下この条から第一条の十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。））、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2（略）

（特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）

（第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。）とする。

一・二（略）

2510（略）

（特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）
第一条の十二 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の十の三において準用する金融商品取引法（以下この条から第一条の十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2（略）

（特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）

第一条の十三 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意を得ようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（子金融機関等の範囲）

第一条の十六 法第十一条の十二の三第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

2 法第十一条の十二の三第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

第一条の十三 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（子金融機関等の範囲）

第一条の十六 法第十一条の十二の二第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

2 法第十一条の十二の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一〇四 (略)

3・4 (略)

(特定信用事業代理業について銀行法を準用する場合の読替え)
第五条の四 (略)

1
(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第五条の八 法第九十二条の六第一項第二号及び第四号二、法第九十条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項並びに法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の六及び第三百八条の二十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 金融商品取引法第五百六条の三十九第一項の規定による指定
二 第五条の十各号に掲げる指定

(異議を述べた組合の数の組合の総数に占める割合)

第五条の九 法第九十二条の六第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

(名称の使用制限の適用除外)

第五条の十 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用する保険業

一〇四 (略)

3・4 (略)

(銀行法を準用する場合の読替え)
第五条の四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
- 三 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定
- 四 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 五 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定
- 六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定
- 七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定
- 八 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十九条第一項の規定による指定

(指定信用事業等紛争解決機関について銀行法を準用する場合の読替え)

第五条の十一 法第九十二条の八第一項の規定により銀行法第五十二条の六十八第一項の規定を準用する場合には、同項中「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

(新設)

(指定共済事業等紛争解決機関について保険業法を準用する場合の読替え)

第五条の十二 法第九十二条の九第一項の規定により保険業法第二百八条の八第一項の規定を準用する場合には、同項中「商号、名称又は氏名」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

(新設)

第五条の十三 (略)

第五条の八 (略)

(農業協同組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の農業協同組合法施行令第五条の八及び第五条の十の規定の適用については、同令第五条の八中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

改正案	現行
<p>（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）</p> <p>第九條の七 法第八十五條の四第一項第二号及び第四号ニ並びに法第八十九條第七項において準用する銀行法第五十二條の六十六及び第五十二條の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五百五十六條の三十九第一項の規定による指定</p> <p>二 第十三條の四各号に掲げる指定</p> <p>（異議を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合）</p> <p>第九條の八 法第八十五條の四第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。</p> <p>（子金融機関等の範囲）</p> <p>第十一條の三 銀行法第十三條の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者を除く。）とする。</p> <p>一 当該金庫の子法人等</p>	<p>（新設）</p> <p>（子金融機関等の範囲）</p> <p>第十一條の三 銀行法第十三條の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者を除く。）とする。</p> <p>一 当該金庫の子法人等</p>

-
- 二 当該金庫の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等を含む。）
 - 三 当該金庫のために法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業を行う者（前二号に掲げる者を除く。）
 - 2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
 - 一 金庫
 - 二 第九条の六各号に掲げる者
 - 三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。））、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。同号において同じ。）及び前二号に掲げる者を除く。）
 - 四 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前三号に掲げる者を除く。）
 - イ 銀行法第二条第二項に規定する銀行業
 - ロ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業
 - ハ 保険業法第二条第一項に規定する保険業
-

- 二 当該金庫の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等を含む。）
 - 三 当該金庫のために法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業を行う者（前二号に掲げる者を除く。）
 - 2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。
 - 一 金庫
 - 二 第九条の六各号に掲げる者
 - 三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。））、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。同号において同じ。）及び前二号に掲げる者を除く。）
 - 四 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる事業を行う者（銀行、金融商品取引業者、保険会社及び前三号に掲げる者を除く。）
 - イ 銀行法第二条第二項に規定する銀行業
 - ロ 金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業
 - ハ 保険業法第二条第一項に規定する保険業
-

(銀行法を準用する場合の読替え)

第十三条 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関(信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下「と」、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約(信用金庫法第八十五条の四第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下「と」、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務(信用金庫法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下「と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十二条の二第二項	第十三条の四	信用金庫法第八十九条の二
第十二条の三第	銀行業務	金庫業務(信用金庫法第八

(銀行法を準用する場合の読替え)

第十三条 法第八十九条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「信用金庫法第四条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十二条の二第二項	第十三条の四	信用金庫法第八十九条の二
(新設)	(新設)	(新設)

一 項 第 二 号		十五 条 の 四 第 二 項 に 規 定 す る 金 庫 業 務 を い う 。
(略)	(略)	(略)

2
5
4 (略)

5 法第八十九条第七項の規定において銀行法の規定を準用する場合
 においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げ
 る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす
 る。

読み替える銀行 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六 第十八第一項	商号	名称

(名称の使用制限の適用除外)

第十三条の四 法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二
 条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のい
 ずれかを受けた者とする。

- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の
 規定による指定
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第
 四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
- 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

(略)		
(略)	(略)	
(略)		

2
5
4 (略)

(新設)

(新設)

- 四 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定
- 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定
- 七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定
- 八 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十 保険業法第三百八条の二第二項の規定による指定
- 十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十九条第一項の規定による指定

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条 金庫、外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）又は信用金庫代理業者は、法第八十九条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条 金庫、外国銀行代理金庫（法第八十九条第三項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）又は信用金庫代理業者は、法第八十九条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ

第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十五条 金庫又は外国銀行代理金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫又は外国銀行代理金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わ

。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十五条 金庫又は外国銀行代理金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫又は外国銀行代理金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わ

ない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

ない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(信用金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の信用金庫法施行令第九条の七及び第十三条の四の規定の適用については、同令第九条の七中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第十三条の四中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

改正案	現行
<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第四条の三 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した同意の取得）</p> <p>第四条の四 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項）において準用する場合を含む。以下</p>	<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第四条の三 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した同意の取得）</p> <p>第四条の四 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項）において準用する場合を含む。以下</p>

る金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条の三 外国銀行代理銀行（法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。以下同じ。）は、同条において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項、第三十

この条において同じ。）の規定により、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条の三 外国銀行代理銀行（法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。以下同じ。）は、同条において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第五十二条の二の五に

七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2
(略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十四条の四 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2
(略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十四条の四 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た外国銀行代理銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定

）

第十六条の九 法第五十二条の六十二第一項第二号及び第四号二、第五十二条の六十六並びに第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定
- 二 第十六条の十一各号に掲げる指定

（異議を述べた銀行の数の銀行の総数に占める割合）

第十六条の十 法第五十二条の六十二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

（名称の使用制限の適用除外）

第十六条の十一 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

2 前項の規定による承諾を得た外国銀行代理銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

（新設）

- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
- 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
- 四 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定
- 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定
- 七 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
- 八 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定
- 九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十二 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十九条第一項の規定による指定

(銀行法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の銀行法施行令第十六条の九及び第十六条の十一の規定の適用については、同令第十六条の九中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第十六条の十一中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

改正案

現行

<p>（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）</p> <p>第四条の二 法第十六条の八第一項第二号及び第四号二並びに法第七七条において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五百五十六条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>二 第六条の五の二各号に掲げる指定</p> <p>（異議を述べた長期信用銀行の数の長期信用銀行の総数に占める割合）</p> <p>第四条の三 法第十六条の八第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。</p> <p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五</p>	<p>（新設）</p> <p>（銀行法を準用する場合の読替え）</p> <p>第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合には、同法の規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長</p>
---	---

<p>読み替える銀行法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
--------------------	------------------	----------------

第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解決手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）」と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>読み替える銀行法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
--------------------	------------------	----------------

期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		(略)	第五十二条の六 十一第二項	(略)	銀行等が前項	(略)
第九章	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。並びに第五十七条の七第二項	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。及び第五十七条の七第二項並びに同法第十六条の五第三項及び第四項	同法第二十三条の二から第二十七条まで	当該銀行等 第三十八条、第四十条、第五十二条の三十六第二項及び第三項	当該長期信用銀行等 第三十八条	長期信用銀行等(長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。以下同じ。)が同条

		(略)	第五十二条の六 十一第二項	(略)	銀行等が前項	(略)
第九章	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。並びに第五十七条の七第二項	第五十六条(第十一号に係る部分に限る。及び第五十七条の七第二項並びに同法第十六条の五第三項及び第四項	同法第二十三条の二から第二十七条まで	当該銀行等 第三十八条、第四十条、第五十二条の三十六第二項及び第三項	当該長期信用銀行等 第三十八条	長期信用銀行等(長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。以下同じ。)が同条

第五十二條の六 十三第一項	前条第一項	長期信用銀行法第十六條の 八第一項
第五十二條の六 十三第二項第一 号	前条第一項第三号	長期信用銀行法第十六條の 八第一項第三号
第五十二條の六 十三第二項第六 号	前条第二項	長期信用銀行法第十六條の 八第三項
第五十二條の六 十五第一項	この法律	長期信用銀行法
第五十二條の六 十六	他の法律	長期信用銀行法以外の法律
第五十二條の六 十七第二項	前項第一号	長期信用銀行法第十六條の 九第一号
第五十二條の六 十七第三項	第一項第二号	長期信用銀行法第十六條の 九第二号
第五十二條の六 十七第四項	第一項第三号	長期信用銀行法第十六條の 九第三号
第五十二條の六 十七第五項	第一項第四号	長期信用銀行法第十六條の 九第四号
第五十二條の七 第十四第二項	第五十二條の六十二 第一項	長期信用銀行法第十六條の 八第一項

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

第五十二條の八 十二第二項第一 号	第五十二條の六十二 第一項第五号から第 七号までに掲げる要 件（ 又は第五十二條の六 十二第一項第五号	他の法律	長期信用銀行法以外の法律	長期信用銀行法第十六條の 八第一項第五号から第七号 までに掲げる要件（ 又は同法第十六條の八第一 項第五号
第五十二條の八 十三第三項			長期信用銀行法以外の法律	長期信用銀行法第十六條の 八第一項
第五十二條の八 十四第一項	、第五十二條の六十 二第一項		、長期信用銀行法第十六條 の八第一項	、長期信用銀行法第十六條 の八第一項
第五十二條の八 十四第一項第一 号	第五十二條の六十二 第一項第二号		長期信用銀行法第十六條の 八第一項第二号	長期信用銀行法第十六條の 八第一項第二号
第五十二條の八 十四第一項第二 号	第五十二條の六十二 第一項の		長期信用銀行法第十六條の 八第一項の	長期信用銀行法第十六條の 八第一項の
第五十二條の八 十四第二項第一 号	第五十二條の六十二 第一項第五号		長期信用銀行法第十六條の 八第一項第五号	長期信用銀行法第十六條の 八第一項第五号
第五十二條の八 十四第三項	第五十二條の六十二 第一項の		同法第十六條の八第一項の	同法第十六條の八第一項の
第五十二條の八 十四第三項 第一項	第五十二條の六十二 第一項		長期信用銀行法第十六條の 八第一項	長期信用銀行法第十六條の 八第一項

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(略)	第五十六号	第五十六号第九号	前条	第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書	同法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書又は同法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書	長期信用銀行法第二十条	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 法第十七条の規定において外国銀行代理長期信用銀行について銀行法第五十二条の二の十の規定を準用する場合には同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

3 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の

(略)	(新設)	第五十六号	第五十六号第九号	前条	第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書	同法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書又は同法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書	長期信用銀行法第二十条	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 法第十七条の規定において外国銀行代理長期信用銀行について銀行法第五十二条の二の十の規定を準用する場合には同条において準用する同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

3 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の

規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「所屬銀行」とあるのは「所屬長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

4 | 法第十七条の規定において銀行法第十二条の三の規定を準用する場合には、同条の規定中「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（長期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定により同法の規定を適用する場合には、同法の規定中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「所屬銀行」とあるのは「所屬長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(新設)

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の三第三項第二号及び第三号	第五十二条の六十二	長期信用銀行法第十六条の八第一項
	第一項	

(名称の使用制限の適用除外)

第六条の五の二 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
- 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
- 四 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定
- 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定
- 七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定
- 八 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九

(新設)

第一項の規定による指定

十 保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の二第一項の規定による指定

十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定

十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十九条第一項の規定による指定

（情報通信の技術を利用した提供）

第六条の六 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行（法第十七条に規定する外国銀行代理長期信用銀行をいう。以下同じ。）又は長期信用銀行代理業者（法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。）は、法第十七条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。））、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」とい

（情報通信の技術を利用した提供）

第六条の六 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行（法第十七条に規定する外国銀行代理長期信用銀行をいう。以下同じ。）又は長期信用銀行代理業者（法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。）は、法第十七条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければ

う。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第六条の七 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

ばならない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第六条の七 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(長期信用銀行法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の長期信用銀行法施行令第

四条の二及び第六条の五の二の規定の適用については、同令第四条の二中「次に掲げるもの」とあるのは

「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第六条の五の二中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

○ 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）（第十三条関係）

改正案	現行
<p>（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）</p> <p>第四条の七 法第八十九条の五第一項第二号及び第四号ニ並びに法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五百五十六条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>二 第七条の二の二各号に掲げる指定</p> <p>（異議を述べた金庫の数の金庫の総数に占める割合）</p> <p>第四条の八 法第八十九条の五第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。</p> <p>（子金融機関等の範囲）</p> <p>第五条の三 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者を除く。）とする。</p> <p>一 当該金庫の子法人等</p>	<p>（新設）</p> <p>（子金融機関等の範囲）</p> <p>第五条の三 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者を除く。）とする。</p> <p>一 当該金庫の子法人等</p> <p>（新設）</p>

- 二 当該金庫の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等を含む。）
 - 三 当該金庫のために法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業を行う者（前二号に掲げる者を除く。）
- 2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 金庫

二 第四条の六各号に掲げる者

- 三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び前二号に掲げる者を除く。）

（銀行法を準用する場合の読替え）

第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指

- 二 当該金庫の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等を含む。）
 - 三 当該金庫のために法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業を行う者（前二号に掲げる者を除く。）
- 2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 金庫

二 第四条の六各号に掲げる者

- 三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）を業として行う者（金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）及び前二号に掲げる者を除く。）

（銀行法を準用する場合の読替え）

第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と読み替

定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務（労働金庫法第八十九条の五第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十二条の二第二項	第十三条の四	労働金庫法第九十四条の二
第十二条の三第一項第二号	銀行業務	金庫業務（労働金庫法第八十九条の五第二項に規定する金庫業務をいう。）
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

4 法第九十四条第五項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げ

えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十二条の二第二項	第十三条の四	労働金庫法第九十四条の二
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

2・3 (略)

(新設)

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六	商号	名称
十八第一項		

(名称の使用制限の適用除外)

第七条の二の二 法第九十四条第五項において準用する銀行法第五十

二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
- 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
- 四 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定
- 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定
- 七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定
- 八 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

(新設)

九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九

第一項の規定による指定

十 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の

六第一項の規定による指定

十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九

十九条第一項の規定による指定

（情報通信の技術を利用して提供する方法）

第七条の三 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。

）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十
二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する
場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及
び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条
において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二
第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令・厚生
労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する
相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条におい
て「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁
的方法による承諾を得なければならぬ。

2
（略）

（情報通信の技術を利用して提供する方法）

第七条の三 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十四条の二におい
て準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。

）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三
項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用
する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金
融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようと
するときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あら
かじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定
する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及
び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ
い。

2
（略）

(情報通信の技術を利用して同意を得る方法)

第七条の四 金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項に規定する同意を得ようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用して同意を得る方法)

第七条の四 金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

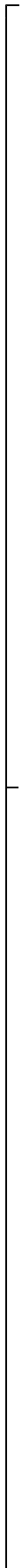
2 前項の規定による承諾を得た金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(労働金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の労働金庫法施行令第四条の七及び第七条の二の二の規定の適用については、同令第四条の七中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第二項の規定による指定」と、同令第七条の二の二中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

改正案	現行
<p>（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）</p> <p>一 第四条の二 法第四十一条の三十九第一項第二号及び第四号二、第四十一条の四十三並びに第四十一条の六十第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>二 第四条の四各号に掲げる指定</p> <p>（異議を述べた貸金業者の数の貸金業者の総数に占める割合）</p> <p>第四条の三 法第四十一条の三十九第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。</p> <p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第四条の四 法第四十一条の五十四に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p> <p>一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定</p> <p>二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

-
- 四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定
 - 三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の六第一項の規定による指定
 - 四 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一十一條の六第一項の規定による指定
 - 五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第六十九條の二第一項の規定による指定
 - 六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の四第一項の規定による指定
 - 七 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の八第一項の規定による指定
 - 八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の五第一項の規定による指定
 - 九 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の六十二條一項の規定による指定
 - 十 保険業法(平成七年法律第百五号)第三百八条の二第一項の規定による指定
 - 十一 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の六第一項の規定による指定
 - 十二 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第八十五条の二第一項の規定による指定
 - 十三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第十九條第一項の規定による指定
-



(貸金業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の貸金業法施行令第四条の二及び第四条の四の規定の適用については、同令第四条の二中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第四条の四中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第十七条関係）

改正案	現行
<p>（営業保証金の取戻し）</p> <p>第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。</p> <p>一 信託業務を営む金融機関の本店等（信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所をいう。第十八条第一項、第二項及び第四項並びに第十九条第二項において同じ。）の位置の変更により法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十一条の二 信託業務を営む金融機関は、法第二条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十</p>	<p>（営業保証金の取戻し）</p> <p>第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。</p> <p>一 信託業務を営む金融機関の本店等（信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所をいう。第十四条第一項、第二項及び第四項並びに第十五条第二項において同じ。）の位置の変更により法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十一条の二 信託業務を営む金融機関は、法第二条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十</p>

四条の三第十二項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2
（略）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十一条の三 信託業務を営む金融機関は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得よ

四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2
（略）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十一条の三 信託業務を営む金融機関は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なけ

うとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定

第十三条 法第十二条の二第一項第二号及び第四号ニ並びに法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の六及び第八十五条の二十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定
- 二 第十五条各号に掲げる指定

（異議を述べた信託業務を営む金融機関の数の信託業務を営む金融機関の総数に占める割合）

第十四条 法第十二条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

ればならない。

2 前項の規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

(名称の使用制限の適用除外)

第十五条 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
- 二 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
- 三 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定
- 四 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 五 信用金庫法第八十五条の四第一項の規定による指定
- 六 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定
- 七 労働金庫法第八十九条の五第一項の規定による指定
- 八 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十一 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十九条第一項の規定による指定

(信託業法を準用する場合の読替え)

第十六条 法第十二条の四の規定による技術的読替えは、次のとおり

(新設)

(新設)

とする。

読み替える信託業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十五条の三 第一項第二号	紛争解決等業務	紛争解決等業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）
第八十五条の四 第一項	指定紛争解決機関	指定紛争解決機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下同じ。）
第八十五条の五 第二項	加入信託会社等（手続実施基本契約を締結した	加入金融機関（手続実施基本契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）を締結した
第八十五条の五 第二項、第八十	信託会社等	信託業務を営む金融機関

<p>五條の七第三項、 第八十五條の 十九第一号</p>	<p>第八十五條の六</p>	<p>苦情処理手続</p>			<p>苦情処理手続（金融機関の 信託業務の兼営等に関する 法律第十二條の二第一項に 規定する苦情処理手続をい う。以下同じ。）</p>
	<p>紛争解決手続</p>	<p>紛争解決手続（同項に規定 する紛争解決手続をいう。 以下同じ。）</p>	<p>第八十五條の七 第二項第一号</p>	<p>手続対象信託業務関 連苦情</p>	<p>特定兼營業務関連苦情（金 融機関の信託業務の兼営等 に関する法律第十二條の二 第四項に規定する特定兼營 業務関連苦情をいう。以下 同じ。）</p>
<p>第八十五條の七 第二項第四号</p>	<p>手続対象信託業務関 連紛争</p>	<p>特定兼營業務関連紛争（金 融機関の信託業務の兼営等 に関する法律第十二條の二 第四項に規定する特定兼營 業務関連紛争をいう。以下 同じ。）</p>			

<p>第八十五条の十 三第三項第二号</p>	<p>手続対象信託業務</p>	<p>金融機関の信託業務の兼営 等に関する法律第十二条の 二第四項に規定する特定兼 營業務</p>
<p>第十七条 (略)</p> <p>第十八条 (略)</p> <p>第十九条 (略)</p>	<p>第十三条 (略)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>第十五条 (略)</p>	

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十三条及び第十五条の規定の適用については、同令第十三条中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するもの」とされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業務の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第十五条中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業務の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

○ 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）（第十九条関係）

改正案	現行
<p>（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第九条の二 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等は、法第十一条の九（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第九条の四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第九条の二 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等は、法第十一条の九（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第九条の四までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>

(特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等)

第九条の三 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意を得ようとするときは、法第三十四条の二第十二項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)
第十条の三 法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、

(特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等)

第九条の三 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)
第十条の三 法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、

法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会（次項、次条並びに第十条の七第一項、第三項及び第四項において「組合等」という。）は、法第十五条の七（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（以下この条から第十条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

（特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）

第十条の四 組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準

法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会（次項、次条並びに第十条の七第一項、第三項及び第四項において「組合等」という。）は、法第十五条の七（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（以下この条から第十条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

（特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）

第十条の四 組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引

用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意を得ようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（子金融機関等の範囲）

第十条の七 法第十五条の九の三第二項（法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

2 法第十五条の九の三第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一～四 （略）

3・4 （略）

法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（子金融機関等の範囲）

第十条の七 法第十五条の九の二第二項（法第九十六条第一項及び第一百条の八第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 （略）

2 法第十五条の九の二第二項の政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一～四 （略）

3・4 （略）

(特定信用事業代理業について銀行法を準用する場合の読替え)
第二十四条の三 (略)

1 (紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第二十四条の七 法第二百一十一条の六第一項第二号及び第四号二、法
第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十
六及び第五十二条の八十三第三項並びに法第二百一十一条の九第一項
において準用する保険業法第三百八条の六及び第三百八条の二十三
第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一 金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定
二 第二十四条の九各号に掲げる指定

(異議を述べた組合の数の組合の総数に占める割合)

第二十四条の八 法第二百一十一条の六第一項第八号に規定する政令で
定める割合は、三分の一とする。

(名称の使用制限の適用除外)

第二十四条の九 法第二百一十一条の八第一項において準用する銀行法
第五十二条の七十七及び法第二百一十一条の九第一項において準用す
る保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に
掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の

(銀行法を準用する場合の読替え)
第二十四条の三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

規定による指定

- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
- 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
- 四 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
- 五 信用金庫法第八十五条の四第一項の規定による指定
- 六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定
- 七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定
- 八 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 九 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十一 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定
- 十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十九条第一項の規定による指定

（指定信用事業等紛争解決機関について銀行法を準用する場合の読替え）

第二十四条の十 法第二百一十一条の八第一項の規定により銀行法第五十二条の六十八第一項の規定を準用する場合においては、同項中「

（新設）

商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

(指定共済事業等紛争解決機関について保険業法を準用する場合の
読替え)

第二十四条の十一 法第二百一十一条の九第一項の規定により保険業法
第三百八条の八第一項の規定を準用する場合においては、同項中「
商号、名称又は氏名」とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

(新設)

(水産業協同組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の水産業協同組合法施行令第二十四条の七及び第二十四条の九の規定の適用については、同令第二十四条の七中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第二十四条の九中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 指定紛争解決機関（第四十四条の七―第四十四条の九）</p> <p>第五章 雑則（第四十五条―第四十七条の三）</p> <p>附則</p> <p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十三条の五の三 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第十三条の五の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第四十五条―第四十七条の三）</p> <p>附則</p> <p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十三条の五の三 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第十三条の五の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p>

び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
い。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十三条の五の四 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、準用金融商品取引法第三十四条の第二十二項(準用金融商品取引法第三十四条の第三項(準用金融商品取引法第三十四条の第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の第二十一項の規定による書面による同意に代えて「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た保険金信託業務を行う生命保険会社等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第二十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

2 (略)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十三条の五の四 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、準用金融商品取引法第三十四条の第三項(準用金融商品取引法第三十四条の第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の第二十二項の規定による書面による同意に代えて「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た保険金信託業務を行う生命保険会社等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない規定)

第二十一条 法第八十八條第二項に規定する政令で定める規定は、法第九十二條第五項及び第六項の規定、法第九十四條の規定、法第九十六條の規定、法第九十七條の規定、法第九十九條において準用する法第九十七條第二項、第九十七條の二第一項及び第二項、第九十八條第一項(第二号から第十一号までに係る部分に限る。) 及び第三項から第九項まで、第九十九條、第一百零二條の二、第一百零一條第一項及び第三項から第六項まで、第一百零二條並びに第一百零四條から第一百二十二條までの規定並びに法第二百零四條第一項(改善計画の提出及び変更に係る部分に限る。) の規定とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第四十四條の三 保険会社等(法第二條の二第一項に規定する保険会社等をいう。次項、次条、第四十五條第一号及び第五号並びに第四十五條の二において同じ。)、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、法第三百條の二において準用する金融商品取引法(以下この条から第四十四條の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。) 第三十四條の二第四項(準用金融商品取引法第三十四條の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四條の四第三項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) の規定により準用金融商品取引法第三十

(条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない規定)

第二十一条 法第八十八條第二項に規定する政令で定める規定は、法第九十二條第五項及び第六項の規定、法第九十四條の規定、法第九十六條の規定、法第九十七條の規定、法第九十九條において準用する法第九十七條第二項、第九十七條の二第一項及び第二項、第九十八條第一項(第二号から第十一号までに係る部分に限る。) 及び第三項から第九項まで、第九十九條、第一百零一條第一項及び第三項から第六項まで、第一百零二條並びに第一百零四條から第一百二十二條までの規定並びに法第二百零四條第一項(改善計画の提出及び変更に係る部分に限る。) の規定とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第四十四條の三 保険会社等(法第二條の二第一項に規定する保険会社等をいう。次項、次条、第四十五條第一号及び第五号並びに第四十五條の二において同じ。)、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、法第三百條の二において準用する金融商品取引法(以下この条から第四十四條の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。) 第三十四條の二第四項(準用金融商品取引法第三十四條の四第三項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) の規定により準用金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ

四條の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第四十四條の四 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人は、準用金融商品取引法第三十四條の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四條の三第三項（準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四條の二第二十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四條の二第十二項に規定する同

、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第四十四條の四 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人は、準用金融商品取引法第三十四條の三第三項（準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四條の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四條の三第三項に規定する同意

意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第四章 指定紛争解決機関

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）

第四十四条の七 法第三百八条の二第一項第二号及び第四号二、第三百八条の六並びに第三百八条の二十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第五十六条の三十九第一項（紛争解決等業務を行う者の指定）の規定による指定
- 二 第四十四条の九各号に掲げる指定

（異議を述べた保険業関係業者の数の保険業関係業者の総数に占める割合）

第四十四条の八 法第三百八条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

（名称の使用制限の適用除外）

第四十四条の九 法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項（

の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

- 紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
- 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項(指定紛争解決機関)の規定による指定
 - 四 水産業協同組合法第二百一十一条の六第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の四第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 七 長期信用銀行法第十六条の八第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の五第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 九 銀行法第五十二条の六十二第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 十 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九第二項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 十一 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の六第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定
 - 十二 信託業法第八十五条の二第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指定

指定)の規定による指定

十三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第九
十九条第一項(紛争解決等業務を行う者の指定)の規定による指
定

第五章
雑則

第四章
雑則

(保険業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 平成二十五年九月二十九日までの間における前條の規定による改正後の保険業法施行令第四十條の七及び第四十四條の九の規定の適用については、同令第四十四條の七中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による廃止前の法律第五十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による廃止前の法律第四十三條の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

○ 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（第二十三条関係）

改正案	現行
<p>（特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第九条 農林中央金庫は、法第五十九条の三又は第五十九条の七において準用する金融商品取引法（以下この条から第十一条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定預金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）</p> <p>第十条 農林中央金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二</p>	<p>（特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第九条 農林中央金庫は、法第五十九条の三又は第五十九条の七において準用する金融商品取引法（以下この条から第十一条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定預金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等）</p> <p>第十条 農林中央金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三</p>

項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

1 (紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

第四十九条 法第九十五条の六第一項第二号及び第四号ニ並びに法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十六及び第五十二条の八十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定
- 二 次条各号に掲げる指定

(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)

(名称の使用制限の適用除外)

第五十条 法第九十五条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定

三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

四 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定

五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の四第一項の規定による指定

七 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の八第一項の規定による指定

八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の五第一項の規定による指定

九 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

十 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十二 信託業法第八十五条の二第一項の規定による指定

(新設)

十三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九
十九条第一項の規定による指定

（指定紛争解決機関について銀行法を準用する場合の読替え）

第五十一条 法第九十五条の八第一項の規定により銀行法第五十二条
の六十八第一項の規定を準用する場合においては、同項中「商号」
とあるのは、「名称」と読み替えるものとする。

（新設）

(農林中央金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の農林中央金庫法施行令第四十九条及び第五十条の規定の適用については、同令第四十九条中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第五十条中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

改正案

現行

<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十二条の三 信託会社は、法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した同意の取得）</p> <p>第十二条の四 信託会社は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。））において</p>	<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十二条の三 信託会社は、法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した同意の取得）</p> <p>第十二条の四 信託会社は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商</p>
---	---

て準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の第二十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）
第十八条の三 法第八十五条の第二項第二号及び第四号二、第十八条の六並びに第八十五条の二十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引法第五十六条の三十九第一項の規定による指定
- 二 第十八条の五各号に掲げる指定

品取引法第三十四条の第三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新設）

(異議を述べた信託会社等の数の信託会社等の総数に占める割合)
第十八条の四 法第八十五条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。

(新設)

(名称の使用制限の適用除外)

第十八条の五 法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

(新設)

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定

三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第九十二条の六第一項の規定による指定

四 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一十一條の六第一項の規定による指定

五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第六十九条の二第一項の規定による指定

六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の四第一項の規定による指定

七 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六条の八第一項の規定による指定

八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の五第一項の規定による指定

- 九| 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定
- 十| 貸金業法第四十一条の三十九第一項の規定による指定
- 十一| 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
- 十二| 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の六第一項の規定による指定
- 十三| 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第十九条第一項の規定による指定

(信託業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 平成二十五年九月二十九日までの間における前条の規定による改正後の信託業法施行令第十八条の三及び第十八条の五の規定の適用については、同令第十八条の三中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項の規定による指定」と、同令第十八条の五中「次に掲げる指定のいずれかを受けた者」とあるのは「次に掲げる指定又は証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第一項の規定による指定のいずれかを受けた者」とする。

改正案	現行
<p>（特定預金等契約の相手方に対する情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第八条 商工組合中央金庫は、法第二十九条において準用する金融商品取引法（以下この条から第十条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定預金等契約の相手方からの情報通信の技術を利用した同意の取得）</p> <p>第九条 商工組合中央金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の二第</p>	<p>（特定預金等契約の相手方に対する情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第八条 商工組合中央金庫は、法第二十九条において準用する金融商品取引法（以下この条から第十条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定預金等契約の相手方からの情報通信の技術を利用した同意の取得）</p> <p>第九条 商工組合中央金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第</p>

十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の第二十一項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する主務省令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た商工組合中央金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第二十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する主務省令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た商工組合中央金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

○ 証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第九十六号）（第二十八条関係）

改正案	現行
<p>（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定）</p> <p>第五条 法第四十三条の二第一項第二号及び第四号二、第四十三条の六並びに第四十三条の二十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五百六条の三十九第一項の規定による指定</p> <p>二 第七条各号に掲げる指定</p> <p>（異議を述べた抵当証券業者の数の抵当証券業者の総数に占める割合）</p> <p>第六条 法第四十三条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とする。</p> <p>（名称の使用制限の適用除外）</p> <p>第七条 法第四十三条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

-
- 一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第三十五条の二第一項の規定による指定
 - 二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第十二条の二第一項の規定による指定
 - 三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定
 - 四 水産業協同組合法第二百一条の六第一項の規定による指定
 - 五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定
 - 六 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の四第一項の規定による指定
 - 七 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条の八第一項の規定による指定
 - 八 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の五第一項の規定による指定
 - 九 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十二条第一項の規定による指定
 - 十 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の規定による指定
 - 十一 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定
 - 十二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の六第一項の規定による指定
 - 十三 信託業法（平成十六年法律第一百五十四号）第八十五条の二第一項の規定による指定
 - 十四 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第九
-

十九条第一項の規定による指定

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第八条 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第九条 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(法第五章から第六章の二までの規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。)は、抵当証券業者(法第三条第一項の登録を受けようとする者を含む。)の主たる営業所又は事務所(以下「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第二十二條第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2く5 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第五条 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第六条 法第四十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(法第五章及び第六章の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。)は、抵当証券業者(法第三条第一項の登録を受けようとする者を含む。)の主たる営業所又は事務所(以下「主たる営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第二十二條第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2く5 (略)

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）（第二十九条関係）

改正案	現行
<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第五条の七 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第六条の五の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した同意の取得）</p> <p>第五条の八 信用協同組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）に</p>	<p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第五条の七 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第六条の五の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した同意の取得）</p> <p>第五条の八 信用協同組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金</p>

において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による書面による同意に代えて同条第十二項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信用協同組合等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信用協同組合等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

改正案	現行
<p>（公募の範囲）</p> <p>第七条 法第二条第八項に規定する政令で定める場合は、五十人以上の者を相手方とする場合とする。</p> <p>2 前項の場合における人数の計算については、取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）が含まれる場合であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該適格機関投資家を除くものとする。</p> <p>一 受益証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして内閣府令で定める場合に該当すること。</p> <p>二 受益証券の発行者が金融商品取引法第二十四条第一項各号（同法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する当該受益証券と同一種類のものとして内閣府令で定める受益証券を既に発行している者でないこと。</p> <p>（適格機関投資家私募等の範囲）</p>	<p>（公募の範囲）</p> <p>第七条 法第二条第八項に規定する政令で定める場合は、五十人以上の者を相手方とする場合とする。</p> <p>2 前項の場合における人数の計算については、取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）が含まれる場合であつて、受益証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして内閣府令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除くものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（適格機関投資家私募等の範囲）</p>

第八条 法第二条第九項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

- 一 受益証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合であること。

- 二 当該受益証券の発行者が金融商品取引法第二十四条第一項各号（同法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する当該受益証券と同一種類のものとして内閣府令で定める受益証券を既に発行している者でないこと。

- 三 当該受益証券と同一種類のものとして内閣府令で定める受益証券が金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券でないこと。

2 法第二条第九項第二号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合（前項に規定する場合を除く。）とする。

- 一 取得の申込みの勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次項において同じ。）が顧客からの委託により又は自己のために当該取得の申込みの勧誘を行う場合であること。

- 二 受益証券がその取得者から特定投資家等（法第二条第九項第二号に規定する特定投資家又は非居住者（外国為替及び外国貿易法

第八条 法第二条第九項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

- 一 受益証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合であること。

（新設）

- 二 当該受益証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の受益証券が金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券でないこと。

2 法第二条第九項第二号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合（前項に規定する場合を除く。）とする。

- 一 取得の申込みの勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次項において同じ。）が顧客からの委託により又は自己のために当該取得の申込みの勧誘を行う場合であること。

- 二 受益証券がその取得者から特定投資家等（法第二条第九項第二号に規定する特定投資家又は非居住者（外国為替及び外国貿易法

<p>読み替える金融商品取引法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>(昭和二十四年法律第二百二十八号) 第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、特定取得者に限る。)をいう。)以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして内閣府令で定める要件に該当する場合(前項に規定する場合を除く。)であること。</p> <p>3 前項第二号の「特定取得者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 当該受益証券を証券関連業者(金融商品取引業者等又は外国証券業者(金融商品取引法第五十八条に規定する外国証券業者をいう。)をいう。次号において同じ。)の媒介、取次ぎ又は代理によつて居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。)から取得する非居住者(同項第六号に規定する非居住者をいう。次号において同じ。)</p> <p>二 当該受益証券を証券関連業者又は他の非居住者から取得する非居住者</p> <p>(設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等)</p> <p>第二百二十一条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等について金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
------------------------	------------------	---

<p>読み替える金融商品取引法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>(昭和二十四年法律第二百二十八号) 第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、特定取得者に限る。)をいう。)以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして内閣府令で定める要件に該当する場合(前項に規定する場合を除く。)であること。</p> <p>3 前項第二号の「特定取得者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>一 当該受益証券を証券関連業者(金融商品取引業者等又は外国証券業者(金融商品取引法第五十八条に規定する外国証券業者をいう。)をいう。次号において同じ。)の媒介、取次ぎ又は代理によつて居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。)から取得する非居住者(同項第六号に規定する非居住者をいう。次号において同じ。)</p> <p>二 当該受益証券を証券関連業者又は他の非居住者から取得する非居住者</p> <p>(設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等)</p> <p>第二百二十一条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等について金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
------------------------	------------------	---

(略)	第三十八条第七号	で	第三十八条第一号から第六号ま	(略)
(略)	金融商品取引業		金融商品取引契約	(略)
(略)	投資証券の募集等の業務		投資証券募集等契約	(略)

(略)	第三十八条第六号	で	第三十八条第一号から第五号ま	(略)
(略)	金融商品取引業		金融商品取引契約	(略)
(略)	投資証券の募集等の業務		投資証券募集等契約	(略)

○ 証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）（第三十一条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十六条 沖縄振興開発金融公庫が、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条及び第二十一条の規定により、新金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、当分の間、新金融商品取引法第二十九条の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の場合においては、沖縄振興開発金融公庫を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七及び第三十八条の二を除く。）、第五款及び第六款の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。</p>	<p>附則</p> <p>第十六条 沖縄振興開発金融公庫が、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条及び第二十一条の規定により、新金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、当分の間、新金融商品取引法第二十九条の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の場合においては、沖縄振興開発金融公庫を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号及び第三十八条の二を除く。）、第五款及び第六款の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。</p>

改正案	現行
<p>（特定共済契約の相手方に対する情報通信の技術を利用する方法による提供の承諾等）</p> <p>第五条 共済事業を行う組合は、法第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾を</p>	<p>（特定共済契約の相手方に対する情報通信の技術を利用する方法による提供の承諾等）</p> <p>第五条 共済事業を行う組合は、法第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾を</p>

した場合は、この限りでない。

(特定共済契約の相手方からの情報通信の技術を利用する方法による同意の取得の承諾等)

第六条 共済事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意を得ようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

した場合は、この限りでない。

(特定共済契約の相手方からの情報通信の技術を利用する方法による同意の取得の承諾等)

第六条 共済事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

附 則

(特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について準用する改正法の規定の読替え)

第二条 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。

一) 附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法第四条の規定による改正前の農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十一条の二の四において準用する旧金融商品取引法(改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)をいう。以下この条において同じ。一) 第三十四条の二第五項の規定により特定投資家(旧金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下この条において同じ。一) 以外の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合には、同項中「内閣府令」とあるのは、「第四条の規定による改正後の農業協同組合法第九十八条第八項本文に規定する主務省令」と読み替えるものとする。

2 改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法第四条の規定による改正前の農業協同組合法第十一条の三及び改正法第五条の規定による改正前の水産業協同組合法(昭和二十三年法律

第二百四十二号)第十五条の七(同法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。)において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合には、同項中「内閣府令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

3 改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法附則第八条の規定による改正前の消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第二項において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合には、同項中「内閣府令」とあるのは、「厚生労働省令」と読み替えるものとする。

4 改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法第五条の規定による改正前の水産業協同組合法第十一条の九(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合には、同

項中「内閣府令」とあるのは、「第五条の規定による改正後の水産業協同組合法第二百二十七条第十二項本文に規定する主務省令」と読み替えるものとする。

5 改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法第六条の規定による改正前の中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第二項（同法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。）において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「内閣府令」とあるのは、「第六条の規定による改正後の中小企業等協同組合法第百十一条の二に規定する主務省令」と読み替えるものとする。

6 改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法第九条の規定による改正前の労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「内閣府令」とあるのは、「内閣府令・厚生労働省令」と読み替えるものとする。

7 改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法第十三条の規定による改正前の農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三及び第五十九条の七において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合には、同項中「内閣府令」とあるのは、「第十三条の規定による改正後の農林中央金庫法第八十二条第八項本文に規定する主務省令」と読み替えるものとする。

8 改正法附則第三条第四項の規定により改正法の施行の際現に改正法第十五条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条において準用する旧金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家について改正法附則第三条第二項の規定を準用する場合には、同項中「内閣府令」とあるのは、「第十五条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第五十六条第五項ただし書に規定する主務省令」と読み替えるものとする。

（金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 改正法の施行の際現に約定している改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第四十三条の二第一項第二号に規定する対象有価証券関連取引（新金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するもの（取引の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして内閣府令で定めるものを除く。）に限る。）については、新金融商品取引法第四十三条の二の規定は、適用しない。

（金融商品取引法の一部改正等に伴う経過措置）

第四条 次の表の上欄に掲げる規定の申請をしようとする者が、改正法（改正法第十一条の規定による改正後の貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十九第一項の申請をしようとする者にあつては、改正法附則第一条第四号に掲げる規定）の施行前に同表の中欄に掲げる規定の例により、当該規定に規定する業務規程の内容の説明、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）の聴取又はその結果を記載した書類の作成を行った場合には、当該説明、聴取又は作成をそれぞれ当該規定により行った説明、聴取又は作成とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定を適用する。

<p>新金融商品取引法第百五十六条の三 十九第一項</p>	<p>改正法第二条の規定による改正後の 無尽業法（昭和六年法律第四十二号 ）第三十五条の二第一項</p>	<p>改正法第三条の規定による改正後の 金融機関の信託業務の兼営等に関する 法律（昭和十八年法律第四十三号 ）第十二条の二第一項</p>	<p>改正法第四条の規定による改正後の 農業協同組合法第九十二条の六第一 項</p>	<p>改正法第五条の規定による改正後の</p>
<p>新金融商品取引法第百五十六条の三 十九第二項</p>	<p>改正法第二条の規定による改正後の 無尽業法第三十五条の二第三項</p>	<p>改正法第三条の規定による改正後の 金融機関の信託業務の兼営等に関する 法律第十二条の二第二項</p>	<p>改正法第四条の規定による改正後の 農業協同組合法第九十二条の六第二 項</p>	<p>改正法第五条の規定による改正後の</p>
<p>新金融商品取引法</p>	<p>改正法第二条の規定によ る改正後の無尽業法</p>	<p>改正法第三条の規定によ る改正後の金融機関の信 託業務の兼営等に関する 法律</p>	<p>改正法第四条の規定によ る改正後の農業協同組合</p>	<p>改正法第五条の規定によ</p>

<p>水産業協同組合法第二百二十一条の六 第一項</p>	<p>改正法第六条の規定による改正後の 中小企業等協同組合法第六十九条の 二第一項</p>	<p>改正法第七条の規定による改正後の 信用金庫法（昭和二十六年法律第二 百三十八号）第八十五条の四第一項</p>	<p>改正法第八条の規定による改正後の 長期信用銀行法（昭和二十七年法律 第百八十七号）第十六条の八第一項</p>	<p>改正法第九条の規定による改正後の 労働金庫法第八十九条の五第一項</p>
<p>水産業協同組合法第二百二十一条の六 第二項</p>	<p>改正法第六条の規定による改正後の 中小企業等協同組合法第六十九条の 二第二項</p>	<p>改正法第七条の規定による改正後の 信用金庫法第八十五条の四第三項</p>	<p>改正法第八条の規定による改正後の 長期信用銀行法第十六条の八第三項</p>	<p>改正法第九条の規定による改正後の 労働金庫法第八十九条の五第三項</p>
<p>改正後の水産業協同組 合法</p>	<p>改正法第六条の規定によ る改正後の中小企業等協 同組合法</p>	<p>改正法第七条の規定によ る改正後の信用金庫法</p>	<p>改正法第八条の規定によ る改正後の長期信用銀行 法</p>	<p>改正法第九条の規定によ る改正後の労働金庫法</p>

<p>改正法第十条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十二第二項</p>	<p>改正法第十一条の規定による改正後の貸金業法第四十一条の三十九第一項</p>	<p>改正法第十二条の規定による改正後の保険業法（平成七年法律第百五号）第三百八条の二第一項</p>	<p>改正法第十三条の規定による改正後の農林中央金庫法第九十五条の六第一項</p>	<p>改正法第十四条の規定による改正後</p>
<p>改正法第十条の規定による改正後の銀行法第五十二条の六十二第二項</p>	<p>改正法第十一条の規定による改正後の貸金業法第四十一条の三十九第二項</p>	<p>改正法第十二条の規定による改正後の保険業法第三百八条の二第二項</p>	<p>改正法第十三条の規定による改正後の農林中央金庫法第九十五条の六第三項</p>	<p>改正法第十四条の規定による改正後</p>
<p>改正法第十条の規定による改正後の銀行法</p>	<p>改正法第十一条の規定による改正後の貸金業法</p>	<p>改正法第十二条の規定による改正後の保険業法</p>	<p>改正法第十三条の規定による改正後の農林中央金庫法</p>	<p>改正法第十四条の規定による改正後</p>

<p>の信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第八十五条の二第一項</p>	<p>改正法第十七条の規定による改正後の証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第四十三条の二第一項</p>
<p>の信託業法第八十五条の二第二項</p>	<p>改正法第十七条の規定による改正後の証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律第四十三条の二第二項</p>
<p>よる改正後の信託業法</p>	<p>改正法第十七条の規定による改正後の証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律</p>

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。